

令和5年12月第8回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和5年12月13日（水）

本山町議会議事室

2. 応招議員

1番	澤田 康雄	2番	川村 太志	3番	永野 栄一
4番	松繁 美和	5番	白石 伸一	6番	上地 信男
7番	中山 百合	8番	大石 教政	9番	吉川 裕三
10番	岩本 誠生				

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 松葉 早苗 主監 上村 有美

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 澤田 和廣 副町長 高橋 清人 教育長 大西 千之
総務課長 田岡 学 住民生活課長 大石 博史 政策企画課長 中西 一洋
まちづくり推進課長 田岡 明 建設課長 前田 幸二 健康福祉課長 澤田 直弘
病院事務長 佐古田 敦子

8. 議事日程

日程第 1. 一般質問

7番 白石 伸一 議員

①令和5年度本山町の財政等について

②観光行政について

8番 吉川 裕三 議員

- ①町長の政治姿勢を問う
- ②本町における安全保障について問う
- ③公共交通政策について問う

9番 大石 教政 議員

- ①行政報告や諸課題について
- ②観光について
- ③各種工事の進捗について

10番 岩本 誠生 議員

- ①町長の行政課題等への取組みについて
- ②本町のまちづくりについて
- ③教育関係について
- ④防災関係について

日程第 2. 議案第63号 本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 3. 議案第64号 アウトドアヴィレッジもとやまの設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例

開会 9:00

○議長（岩本誠生君）おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付したプリントのとおりであります。

議事日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1. 一般質問

○議長（岩本誠生君）日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告のありました順番に発言を許します。

5番、白石伸一さんの一般質問を許します。

5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君）議長のお許しをいただきましたので、5番、白石伸一が一般質問をさ

させていただきます。

今回は、大きい項目で2点に絞っております。1点目は、令和5年度本山町の財政収支見直しについて、それと観光行政についてという2点でお伺いをしたいと思っております。

まず最初に、先般、11月20日の日に総務課の財政担当のほうから、令和5年度本山町の財政収支見直しというふうな形での勉強会をさせていただきました。その中で非常に気になった点が、その中で一番最初に単年度の収支の黒字化を目指していこうということ。それから、2番目に、増加していく公債費を抑制していこう。それから、3番目にスクラップ・アンド・ビルド、計画的な事業の執行というような形で結論をまとめられました。

その中で、財政を担当する側としては、総括としてはこの三つで大変すばらしいことだと思ったんですが、私自身は、その中で気がついたことがあります。というのは、確かにいろいろな事業をやっていく上において、公債費というのは増えてくる。これは仕方ないと思っています。ただ、もう一つずっと増え続けているのが人件費です。その人件費というのは、町のほうでどうこうというふうな形のことではできません。人事院の勧告に従って、毎年毎年少しずつ引き上げられていって、積み重なってきたものだと思っておりますし、私自身も一時期ですけれども、国家公務員として働かせていただきましたので、その人事院の勧告に従って給料が上がってきたということ、これは本当に上がる時は非常にうれしかった、こういう思いであります。

ただ、その中でコロナ債ですね、それから政府のほうで行いました働き方改革、そういったことによって職員の方に相当負担がかかってきとるんじゃないかなというようなことが気になりました。というのは、実際に有給休暇が取れてあるのか。支給されている有給休暇が取れてあるのか。超勤、超過勤務ですね、超過勤務がどんどん増えているんじゃないか。例えば、土曜・日曜日、出勤した場合、その代替休暇が取れているのかどうか。そういったことを今回大変気になりまして、各課のほうにちょっと無理を言ったんですが、ちょっと私のほうが資料を提出するのを要望するのが遅くなりまして、手元にはなかなかそろえられていないとは思いますが、超過勤務について、有給の取得について、まず、その各課ごとに最高・最低の時間数が分かれば、教えていただきたいと思えます。

○議長（岩本誠生君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）5番、白石議員の一般質問にお答えをいたします。

今、地方自治体の業務は、複雑で非常に多岐にわたってきております。また、通信技術の進展は、業務のスピード化、いわゆる国や県への報告なども本当に僅かな日数で余裕がなくなっているということもございます。そういったこともありまして、小さな自治体では一職員が複数の業務を行っておりますので、ますます忙しくなっているという実態がございます。

また、コロナ対策でも、自治体の業務も増加してまいりました。一方では、職員数は現在定数にも達しておらず、時間外勤務も増加傾向にありまして、職員の健康管理という点でも注意をしていかなければなりません。本町では、月に一度、これは法律に定められたもので

ございますけれども、衛生委員会を開催いたしまして、時間外勤務の状況を把握するとともに、庁議でも報告を受け、職務の見直しや職場の職員間での連携などについて話し合ってもらおうということも含め、改善に取り組んでいるところでございます。

なお、詳しい時間数等については担当課長のほうより答弁いたします。

○議長（岩本誠生君） 田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君） 資料を配付したいので、取り計らいをお願いいたします。

○議長（岩本誠生君） 資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 9：06

再開 9：07

○議長（岩本誠生君） 資料の配付が終わりましたので、答弁を求めます。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君） 白石議員のご質問にお答えいたします。

今、お配りしました資料、両面に印刷をしております、まず上下にしております部分が、お求めをいただいております令和5年9月末までの年休の取得状況が上段で、下段には、同じく本年9月末までの振替代休の取得状況を集計しております。

上段の年休の取得状況、総務課でいいましたら9人の職員が在籍をしております、トータル322日の年休の付与をされております。取得をしておりますのが53日と1時間ということで、取得率は16.49%ということで表示をしております。

同じく下段ですけれども、これが振替の状況でありますけれども、総務課でいいましたら9名、これは時間数で222時間、土曜日・日曜日あるいは祝日に勤務をした時間数。それが振替ができた時間数が183時間で、取得率が82.何がしというふうにしております。

職員数が課によりまして当然ばらつきがございます。書いてありますのとおりの状況であるということで、ご確認をいただきたいと思っております。

年休と振替の状況は以上でございます、裏面に、時間外の取得状況についての資料提出の求めもありましたので、整理をいたしました。4年度でありますけれども、総務課8名でトータル3,427時間となっております。5年度の4月から9月までということでのお求めがありましたので、集計いたしましたら、同じく8名で1,074時間という状況でございます。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君） ありがとうございます。

非常にこの有給の取得率、まず見せていただくんですが、有給というのは、やはり仕事をしていく上においていろいろ体調が悪くなったり、そういった場合に有給休暇を使って休暇を取るとか、そういったふうな、人間の体にとってみて休むということは、非常に大切な

ことだと私は思っております。ですから、これ、どういうふうに言ったらいいのか分かりませんが、私の以前の職場は、年間20の有給休暇がありまして、それを3年間で取っていくと、完全消化。ですから、年間20ずつの有給休暇を残していけば、毎年必ず20は取らなきゃいけないという法則になっていくという形で、ずっと全員が20日間有給を取るということを、私は採用されたときから退職するまで、そういうふうなことを言われ続けました。

やっぱり有給休暇というのを取得できない状況というのは、やはりちょっと考えてみれば、仕事のやり方、そういったものに工夫が必要なんじゃないかなというふうに思います。確かに20日間休むということに対して、抵抗がある部分もあるんですけども、やはり20日間取れるということに対して、積極的に取っていくということ。やっぱり管理者の方のほうから取っていただくというふうな形で指示をしていくということが必要になるんじゃないかなと思いますので、管理者の方は、やはり職員の健康のことを考えて、有給休暇の消化ということに努めていただきたいと思います。

特に、今度制度が変わって有給休暇の買取りというのがなくなってくると思っています。そうなることで、有給休暇自体を放棄せざるを得んというふうな形になりつつもあると思いますので、そちらの部分を中心に気をつけていただけたらと思います。

そして、土曜・日曜日の出勤なんですけど、これについてもやはり1週間、5日間働いとって、土曜日に働いて、1日休んでとかいうふうな場合もありますし、逆に言うたら土曜・日曜に行事がある、そこへ出勤で、その準備で出勤していかなければいけない。そうなることで、最低でも1週間丸々働かないかんというふうな形。月曜日とか火曜日に代休が取れるのであればいいですけども、代休が取れない場合にはずっと働いていかなきゃならない。そういうふうなことによって、体調を崩されたり、家庭の中で子どもさんや奥さんと過ごさないかん時間帯が短くなったりするということで、いろいろな支障が出てくると思います。やはり、土曜・日曜日の出勤については、必ずその週の中で振替ができるような形の仕事の仕方というのを考えていただきたいと思います。

特に本山町の場合には、会計年度職員、それからパート職員の方をたくさん採用されております。そのパート職員の方とか会計年度職員の方というのは、これ民間の考え方とは違いかも分かりませんが、正職員が有給休暇を取るために、その補充として会計年度職員を雇って、その部分を補うというふうな考え方の中で、私の以前の職場は会計年度職員を雇ってました。ですから、正規の業務の人数が足りない分の補いと、やはり職員に休暇をしていただくための会計年度職員の採用、それからパート職員の採用、そういったものを年度当初にしっかり考えて、できるだけ、突発的なことはいろいろあると思うんですけども、やはり超過勤務を減らしていくということを各課のほうで考えていただかないと、やはりストレスとかそういったものが重なって、いろんなところに支障が出てくると思います。

実際に私もストレスがたまって、50代のときに、もう仕事を辞めたら治りますよというて、これだけ病気が出ているけれども、仕事辞めたら治りますよと言われて、確かに65で仕事を引いたときに、仕事のストレスがなくなった途端に、あれ、あれ、あれというぐらい

自分の体調がよくなりました。やっぱりストレスというのを適度なところで発散するということをやっていかないと、定数よりも少ない状態での職員の方に負担をどんどんかけてくると、やはりいろんな形で弊害が起こってくると思います。そういったふうなこと、会計年度職員の方の採用の仕方についても、さっき言ったのは自分のおった会社のことなので、この本山町の会計年度職員の採用にはどういうふうな理由があって採用されとるかというのは分かりませんが、その部分についてお答えいただけたらと思います。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）会計年度任用職員の皆様には、本山町の業務の正職員では補えない部分につきましてフォローしていただくということで、現在の職員数と同じぐらいの会計年度任用職員の皆様にご活躍をしていただいております。なかなか職員数が足りない中で、十分に業務ができないところにつきましては、会計年度任用職員さんに担っていただかなければならないということで、勤めていただいております。引き続き、改善できるように努めてまいりたいと思います。

それと、前段、白石議員のほうから年休の取得状況、振替の状況について、職員の体調管理のことも含めましてご指摘をいただきました。議員の方から言われたとおり、引き続き年休の取得の向上、振替の適正な執行については、管理をするものとして努めてまいらなければならぬと思っております。

また一方では、本山町には様々なイベントがございまして、コロナが収束して、また今年も復活しております。どうしてもそのイベントをするに当たっては、土曜日・日曜日に職員が出て、そのイベントを成功させなければならないということでもあります。当日のイベントはそうですけども、それに向けての準備、そして裏方として土曜日・日曜日に奮闘しておられる職員がおるということにつきましても、ご承知おきをいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君）ありがとうございます。

そのイベントのことについては、終わりのほうのところでお聞きしようと思っていたんですけども、やはり、特に私、この頂いた本山町の町勢法概要、それからこの間総務班のほうからやっていただいた令和5年度本山町財政収支見通しというふうな、この資料を見てみますと、まず、令和5年度、町税の収入、これが3億2,551万6,000円、それから、これが直接入ってくる。それに、町として集められるお金というのは、あとは固定資産税、そういったものが入ってくると思うんですけども、実際のその金額と今ここに出ている人件費を見てみますと、もうはるかに人件費のほうが多くなっています。

これでいうと、町税がさっき言った数字ですね、3億2,551万6,000円、それから人件費のほう7億5,784万6,000円、もう完全に町の方の税金類で払いがつかないぐらいの人件費がかかっておるといふこと。これはやっぱり町の財政を運営する上

において、やっぱり考えていかなきゃいけないことだと思います。

特に、予定しておる、増えるのはさっきも言いましたけれども、人事院の勧告等で増えていくのはこれはもう仕方ないと思っていますけれども、やはり先ほど言った超過勤務でどんどん増えていくというようなことは、やっぱり避けるべきやと思うんですね。実際に、前回11月の臨時議会とか、今回の議案なんかも見せていただいていますけれども、やっぱり人事院の勧告だけで上がった分だけかと思ったら、それに伴うて超過勤務とかいろいろなものと一緒に上がってくるわけなんですね。

ですから、その部分もしっかり押さえていかないと、非常に財政的に、もう行く行くは人件費だけで4分の1取ってしまうような時代にもなってくると思うんです。今は、全体の予算自体がある程度の数字になっていますけれども、令和10年近くになると、今の40億余った財政が、この計画を見てもみますと30億台に変わってきます。その中で変わらないのが人件費です。こういう形になってくると、人件費で町の自由度が損なわれるというようなことも懸念されますが、これについて町長のご所見をお伺いします。

○議長（岩本誠生君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）本町のような自主財源に乏しい自治体にとっては、依存財源が非常に大きいというところはあります。いわゆる地方交付税の算出も、標準財政規模というのがありまして、これぐらいの自治体ではこれぐらいの標準的な自治体費用が発生すると。それに対して、収入がこれぐらいあったら、残り地方交付税と、普通交付税ですね、ということになります。

もうこれは、職員が業務をやらなくてはならないので、職員の人件費は、これは経常経費でございますので、そういう捉え方をしていかなくちゃならないだろうというふうに思います。職員の皆さん、本当に少ない人数の中で頑張っていただいておりますけれども、そしてまた、会計年度任用職員の皆さんにも本当に頑張っていただいているということで、この人件費は、もういわゆる経常経費でございますので、一定人事院勧告に準拠して扱っておりますけれども、そういうことでの人件費の伸びというのは、これはもう経常的な経費というふうに捉えなくてはならないというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君）5番。その人件費が増えていく、これについては決して私、問題にとるわけじゃないんです。当然、町で職員の方の給料というのを決めているわけじゃないし、人事院勧告、国のほうからの指示でとか、社会の民間企業の給料の上がり方とか、そういったものを反映して人事院勧告が行われて、それによって上がってくる。これは、当然公務員の方についてはスト権がないんですから、争議権もないわけですから、それは当然のことやと思っておりますが、ただ、先ほどからずっと言っている超過勤務については、やはりこれをなくしていかないと、職員の健康、それから精神的なもの、それから家庭的なもの、そういったものを考えた上では、やはりできるだけ抑えていく必要があるんじゃないかなと思っております。

私も、前職で超過勤務の管理とか有給休暇の取得というような形のことを本社や支社のほうから徹底的に管理するよというよな形のことを言われました。休暇の取得が十分でなければペナルティー、減給なり、そういったふうな対象にもなりますし、逆に超過勤務がオーバーすれば、組合のほうから徹底的に責められましたし、逆に、その上に支社からも何をしようよと、勤務の超勤の割合きちっと計算していなかったんかと、時間数計算していなかったんかというよな形で、ダブルでお叱りを受けるよなこともありました。

やはり、それによつてどういふ弊害が起こつたかといふことは、なかなか言えませんが、確かに業務をやつていく上においては、超過勤務しなければいけない状況にも追い込まれるかも分かりませんが、それが一人の方に偏つていたり、例えば超過勤務自体が生活費になつてしまつていたり、そういうふうな形になつて絶対僕はこの超勤はするんだみたいな形での超過勤務といふのが、私が行つたところの職場でもたくさんあつて、それを大分是正しました。

やはり、超過勤務といふのは、管理者が命じて、その仕事の内容に応じて今日は残業をやつてほしいとか、残つて仕事をしてほしいとか、いや、今日はもうこれ、あしたまでで構わんから、今日は置いてこのまま退庁してくれとか、そういう判断をやつぱり管理者がしていくべきやと思ふんですね。

仮に仕事大量に残つる場合には、例えば周りからのサポート、仕事の内容といふのは管理者の方は全て、大体のことは把握して思ふので、どの程度の人数が行つて、どの程度の時間がかかりそう、あとこの量を見たら到底今日は終わりそうになつたら、切りのいい部分で置いて、あしたやりましようとかいふふうな形での、日にちの限られとるものじゃなければ、そういった対応ができると思ふんですけども、そういったことは、管理者の方はされとるんでしょうか。当然されとると思ふんですけども、そういったふうなことをやつぱりやつていっていただかないと、のんびんだらりんとお付き合い残業であつたり、そういったふうな形のことが平然と行われていると、やはり非常に今後、年々基本になる部分の給与は増えていきます。それに伴つて、残業自体も増えていきます。

例えば、本山町の平均の給料、三十二、三万といふふうには考へて思ふんですけども、それでざつと計算すると、1時間残業すれば大体2,000円から2,500円、多い方になれば3,000円なんですね、1時間。国民年金の今年の引上げ額が月で2,000円です。2,000円から3,000円です。年金をもらわれている方の引上げ額が2,000円から3,000円です。そういうふうなことをやつぱり考へてみると、町民の方の税金で、私たちは仕事をさせてもらつて思ふし、私も議員として先月、期末手当2万3,500円ですか、上げていただきました。

その金額を考へてみると、やはり国民年金だけで生活されよる方、その方の税金なんかで賄われとると思へば、いかに超勤を減らしていくか、時間の中できちっと仕事をしていくかといふことを考へていかなければいけないんじゃないかと思ふますが、町長、いかがでしょう。

○議長（岩本誠生君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）時間外勤務については、適正な管理を当然してまいります。それから、給与の体系については、人事院勧告に準拠しているということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（岩本誠生君）高橋副町長。

○副町長（高橋清人君）お答えをいたします。

町長先ほど言いましたように、月1回、衛生委員会というものを開いております。その中で、やはり職員一人一人の時間外も衛生委員会のほうでは把握をしております。労働基準法で月45時間を超える労働をするということは、やはり健康被害にも及んでくるということで、そういう方につきましては、産業医もおりますので、そういう方を含めてその方にもヒアリングを行っていかうということも計画をしておりますし、まず第一は、やはりそういう一人の方に時間外が偏らないように、職場内で話し合いをする、そして業務の分担もしていこうということをお話なんかでも話しておるところであります。

○議長（岩本誠生君）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）議員のほうからご指摘のありました時間外の抑制についてということ、ご指摘のとおりでありまして、超過勤務の抑制に努めなければなりませんけれども、時間外をしたくてしている職員はおりません。必要にやむを得ずやっております、平然と時間外をしておるといような職員はいないということをお話したいと思います。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君）決してのんびんだらんと超勤をやられとるとかいうふうなことを言うつもりはありません。ただ、どうしても以前の職場なんかでずっと十何年間見ている中で、この仕事実際に必要なの、今日中にやらなきゃいけないの、あなた何で超勤しているのと聞いたら、あの人が超勤しているからというような形で、ずっと今までの流れの中でそういったものが培われてきて、当たり前というふうな形になってしまうことが非常に怖かったです。

コロナ債の関係で超勤ゼロよというふうな形になったときに、生活ができません、支払いができませんというような形で、会社のほうからお金を一時的に無利子で借りるといような制度もつくって、そういうような対応もしました。その方の超勤の数を見ると、うんとぎりぎりまで、2か月で72時間、年間で350時間の中で収まるよということ、労働組合との協約を結んでいたんですが、年間で348時間であったり、月でいうと、極端に言うと70時間近い残業をされとると。2か月で70時間に迫る残業をされとるといような形で、もう完全に超過勤務手当が生活費の中に含まれとるといような方も散見されました。

何でといったら、結局これがずっと自分とこの局の仕事場の習わしだから、風習だからというふうな形で、それが回答だったので、やっぱり超勤の中身をしっかりと精査すること、これを管理者の方にやっていただかないと、非常にこの超勤問題については厳しいも

のがあると思いますので、以後も、決して本山町でそういうことが行われているとは思いませんが、超勤の管理については、超勤というのはあくまで管理者が命じて行うものですから、その部分についてはしっかりと管理者が、何をやって超勤が必要なのか、どういうことをするから超勤が必要なのかということをしかり認識して、やっていていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、一番気になっとなるのが保育所の関係です。保育所の場合は、朝7時半から6時までが子どもさんを預かる時間帯というふうになっています。それから、夜間の場合、帰宅していても結構遅い時間まで電気がついていたり、非常に長期の間、大変ご苦労されとるんじゃないかなというふうに思っています。その中で、有給の取り方、それから超過勤務の在り方というのもいろいろ考えていってあげないと、やはりこれ、子育てに力を入れないかなと言いながらも、待遇というか、勤務のほうの軽減というか、質をやっぱり考えていってあげないと、非常にいけない時期に差しかかってあるんじゃないかなというふうに思います。

例えば、お聞きしたところによると、職場会議もされとる、それから、行事をする前にはいろんな形での打合せをされとるとか、非常に職員の方の負担が増えとんじゃないかなというふうに感じています。今回、本山小学校と吉野小学校が春に運動会をやりました。春、5月ですから、1年生なんかは、今まで小学校で体育とかそういったもので上の学年の人と一緒にやるというようなことがほとんどなかった時点でも、今年の吉野小学校にしても本山小学校にしても、非常に立派な運動会ができたと思っております。

今度は、逆に秋に、今までは運動会も発表会も秋に集中しとったんですが、今年はそれぞれの小学校が秋に学習発表会をやりました。吉野小学校、本山小学校、それから吉野中学校、発表会を見せてもらいましたけれども、非常に今までと違ったすごい視点の広がった、これ本当に子どもの目というのはすごいなというのを感じさせられました。逆に言ったら、大変失礼な言い方するかも分かりませんが、町の幹部の方には、管理者の方には、全員あの発表を見てほしいなと、子どもの気づきというものに対して一緒になって見てほしいなというような気もしました。そのぐらい、例年に比べて内容が充実していました。

これは、中に入って見ているわけじゃないですから、なぜそういうことができたのかというと、秋に集中していた行事が分散されて、運動会は春、それから秋は学習というような形の二分化ができたせいかと私は感じておりますが、教育長、どう思われますか。その二分化されたことについて、今年学校の発表会を見られとると思いますが、どう感じられましたか。

○議長（岩本誠生君）大西教育長、突然のあれ、通告していないのでね。

大西教育長。

○教育長（大西千之君）白石議員の質問にお答えします。

発表の内容のすばらしさにつきましてコメントをいただきまして、ありがとうございます。それぞれ児童生徒、あるいは学校の先生方もやってよかったんだなというふうに思ったことというふうに思います。

これまで、議員申されましたように、秋に運動会でありますとか発表については集中しております、今年から春に運動会をしてみようと、これは学校の中で、保護者の皆様方にも事前に協議をしながら、運動会はいけるというようなことも判断もしまして、保護者の方にも協力いただいて、地域を挙げて運動会も春に移動しましたが、子どもたちも十分にやっていただいたというふうに考えております。

そして、発表会につきましては秋と。秋に行いましたが、これも、発表会につきましても、例年どおりそれぞれ1年間の積み重ね、1学期から2学期にかけての地域の調査であったり、その中での学習の振り返りでの発表でございますので、内容につきましてはこれまでも十分にいいものであったと思いますし、今回も非常に内容につきましてはよかったというふうに考えております。

ただ、議員もおっしゃられましたように、行事が分散することによって、生徒の、何といえますか、授業の組み立てであったりとか、先生の準備であったりとか、そういった部分につきましては非常に有効であったというふうに学校からも聞いておりますので、次年度以降もそういった方式で児童生徒、先生にとってもいい形の行事について、年間計画に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君）ありがとうございます。突然の質問で大変申し訳ありませんでした。

今、教育長に答弁していただいたことなんですけれども、実はこれが保育所にもやっぱり適用できるんじゃないかなというふうなことで、小学校や中学校の例を挙げてお答えいただいたんですけれども、確かに保育所の運動会であったり発表会であったりする行事なんです、それも一時期に集中するとやはり職員の方の負担というのが相当増えてきておるんじゃないかなというふうに思います。

例えば、保育所の運動会、私はなかなか中へ入らせてもらうことができないので、見ることができないんですけれども、やはり以前、野市におったときに、よく運動会に招待されて見に行ったことがあるんですけれども、きちっと例えば踊りをみんなが一緒にやる、みんなと一緒に行動するというふうなことに大変力を入れていました。でも、例えば音楽が流れれば、自分の体で表現してみる。例えば右向いて走る子もいれば、左向いて走る子もおっても構わんと思うんですね。特に春先にやるということについては、やはり体を動かすということ、みんなで一緒に遊べるよ、遊んでいるよ、動いているよということを見てもらうような形での運動会とすれば、秋の運動会に費やされている職員の方の動力がほかのところに戻ってくるんじゃないかなというふうな、単純な発想ですけども、そういうふうに感じました。

そういうふうな行事の、今ある行事が、今までやってきた行事がそのままずっと引き継がれるんじゃなくて、やはり小学校、中学校のようにいろんな形で組合せを変えてみる。そういったふうなことをやっぱり保育所の中でもやっていかないと、なかなか今の7時半から

6時まで、また延長保育もあるというふうな形で見てみますと、非常に職員の方の健康状態、危惧されます。それについて、教育長、どのように思われますか。

○議長（岩本誠生君）大西教育長。

○教育長（大西千之君）現在、保育時間は2015年に子ども・子育て支援制度が入りまして、保護者のニーズ調査により必要であるということで、午前7時30分から18時30分までの11時間というふうになっております。保育士の勤務につきましてご心配もいただきまして、ありがとうございます。それぞれ保育所でも運動会あるいは行事につきましては検討しながら、毎年同じものを同じようにするというのではなしに、子どもたちの発達に応じた、あるいは現在は非常に天気、外は暑いということもございますので、運動会もずっと皆が運動場におるのではなしに、時間を区切りながら運動会をしたりとか、そういった工夫を重ねながら取り組んでいるところでございます。内容あるいは行事につきましても、改善と工夫をしながら行っているところでございます。

それと、前段で質を上げることが重要な時期であるということで、そういったご理解をいただいております。やはり質を上げていく重要な時期、国でもこども家庭庁、異次元の子育て支援ということで、若干保育の配置なんかにも見直しも始まったようではございますが、まだまだこれからではないだろうかというふうに思います。質を上げる重要な時期ということで、無理の行かない範囲で保育現場と話をしながら進めていきたいというふうに思います。前段でお答えしましたように、行事につきましては、これまでの天気でありますとか内容も含めて工夫をしながら、取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君）ありがとうございます。

それぞれの課の中で職員会議、民間の会社であれば営業会議であったり販売会議であったりして、月の最初に今月何をするか、どういうふうな行事をこなしていくか、幾らの目標をやっていくかというようなことを決めて、やっています。その中で、当然出てこれない職員もいますし、その場、例えば外務の、外で働いている者、それと中で働いている者、違った内容の会議をしなければいけないような場合があります。ただ、そのときに、やはり最初に2時間ですよというふうな会議の時間を決めるというのは、これはおかしいと思うんです。やはり内容に応じて、例えば2時間ぐらい、最初は1時間とか2時間とかいうある程度の目安は決めとつても、例えば1時間半で終われば1時間半の超勤命令に変更したり、もっと早ければ1時間で、職員との話で1時間で終われそうであれば、じゃ1時間で構わんねとか、1時間10分で構わんねというような形で対応していききました。

本山町の超過勤務の取り方というのがどういうふうな形になっているか分かりませんが、多くの企業は、例えば10分単位であったり、厳しいところになると5分単位というような形で取っていきまして、30分を超えれば1時間、合計で31分になればそれは1時間よとい

うような形で、じゃ29分、30分を超えなければ切捨てよというような形の対応を取っているとところが多いと聞いています。

本山町の場合はどのような時間単位で超勤発令とか超勤の時間数を計上されておるでしょうか。

○議長（岩本誠生君） 田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君） 時間外勤務につきましては、おおむね時間単位、1時間単位にしております。大体その1時間で収まるように職員で工夫しておりますけれども、ご指摘のありました31分とかいう部分につきましては、そういう区切りをせずに1時間に繰り上げたりというふうなことをしておるといところでございます。

○議長（岩本誠生君） 5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君） 今お聞きしたら、1時間単位ということで、切捨てもなければ切上げもないというような形でのご回答でしたが、会議が早く終わるのであれば、その時間帯で超勤の計算をするべきですし、長引けば長引いた分で出席していただいている方にご了解を得て延ばすというような形の、やはり柔軟な対応が必要だと思います。超勤を減らすということに関しては、やっぱり時間ありきというような形での会議をやるというのは、非常に何というんですか、無駄になるんじゃないかなと思います。

例えば1時間半で終わった会議、あと30分一体何するの。例えば2時間ちょっとで終わった会議を、では3時間まであと50分何するのというような形。そういうふうなこともしっかりと、労働組合とかそういったところと話し合いながら、超過勤務の削減、自分たちの体に対する影響があるんだということを念頭に置いて、やはりそういうふうな対応の仕方を今後検討していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それから、先ほど言っていました保育の関係ですけれども、非常に保育園児の保護者の方のご要望に合わせていろいろな対応を取られとるといふふうにお聞きしております。それも非常にご苦勞をかけていると感謝しております。やはり、子どもを預かるという仕事は、子どもの相手をするというのは、非常に力が要ります。力というか、疲れます。

私も子どもが好きで、ここへ来てからも10人近い子どもさんと接触させていただいて、いろんな形での対応をさせていただきました。やはり、非常に2歳児以降とか中学校ぐらいまでの子どもさんでしたら何とかなるんですけれども、それ以下の子どもさんについては、やはり父兄の方に力を借りたり、別の方に力を借りたりしてやっていかなければ、なかなかできないというのも痛感しました。抱かせてもらったら、いきなり顔を見た途端にもうずっと泣かれて、4歳になるまで僕の顔を見たらもう逃げて逃げて、こうやってのぞいただけでが一つと泣かれるような子どもさんもおられます。

そういうふうな対応から始まって、非常に保育の方のご苦勞というのは分かるんですが、やはりその中でいかに過重労働のないようなシフトを組んでいくかということ、これが大変必要になると思います。それと、やはり職場会議もされとるとは思いますが、職場会議の在り方。どこで職場会議をやるか。そういったふうなこともしっかりと見ていただいて、や

っていくというような形のことをお考えいただかなければ、ますます職員の方に負担がかかってくると思います。

以前、野市保育所、それから野市幼稚園の教育審議委員をやらせてもらったことがありますが、そのときの会議というのは、大体子どもさんがお昼寝に入るとる時間帯に主要なメンバーに集まっていたいて、お話を聞いたりするというような形の会議が大体1時間ぐらい取れていました。

そういうふうなことも参考にされて、今の子どもさんはなかなか寝てくれないんやというようなこともよくお聞きしますけれども、やはり子どもにとって睡眠の時間、特にちっちゃな子どもさんにとって、お昼寝の時間というのは非常に大切な時間である。そこへ、それがなかなかできないから、職員の方が何人もいなければいけないというふうな形になつとるんであれば、そのこのところのつく人の人数とか、そういったものを考えるなり、決まったことをペーパーとかそういったもので回覧するとか、そういったふうな形にしていけないと、なかなか職員会議というのが難しくなってくると思うんですが、教育長、どのように思われますか。

○議長（岩本誠生君）大西教育長。

○教育長（大西千之君）お答えします。

過重にならないシフト、これにつきましては、時間外のこともありますので、時間外が少しでも減るように職場とも協議をしていきたいというふうに思っております。

寝ないので何人もつけているというふうにありましたが、各クラスには担当保育士は決まっておりますので、何らかの突発的なことがない限りは、そういう何人もつけておるといような状況ではございません。

それと、職員の会議につきましては、どうしても、議員もおっしゃられましたように、寝られないお子様もおいでになります。それぞれクラスにより子どもの違うところも、年長さんになるとまた違ってまいる時期もございますので、職員会議につきましては、現在の時点ではやはり仕事が終わってからということで、会議については1か月の目標でありますとか、これまでの反省でありますとか、そういった情報交換も含めながら、密に行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君）ありがとうございます。

その会議の在り方というのは、例えば6歳児と1歳児、6歳児と2歳児・3歳児、やっぱり担当されとる職員さんの負担というのが全然違ってくると思いますし、例えば6歳児の方を担当されとる担当の方とフォローされとる方との意見の打合せであったり、零歳児、ちよっと極端ですけれども、年少さん、1歳児・2歳児の方の対応の仕方、職員の方の打合せというのは、一緒にしなければいけないか、そういうようなことを考えてみると、いや、もっとう現場の状況に合わせて会議をすることによって、職員さんの勤務外の時間ももっ

と少なくなるんじゃないか、もっと楽になるんじゃないか。

トータル的に、全員が寄って保育園の運営の仕方とか、そういったものを話し合うというような形のことを月1回するとか、そういうふうな形に。やっぱり職員会議の打合せ、園児に対する打合せという時間帯は、ゼロ歳児から6歳児のこの幅広い年齢を預かっていると、園全体での職員会議、それと年齢別の打合せとかそういったものに、全部一緒にするというならばそれぞれのところの発表があって、例えば2時間になった、3時間になったとかいうようなことがあるかも知れませんが、2時間とか、年代だけで何人かおられる職員さん、担当されていたりフォローされとる職員さんが打合せすることによれば、ほかのことについては省かれるので、もっと時間的なものがカットできるんじゃないかなと単純に考えるんですが、そういうふうな工夫を入れていただいて、もう少し保育所の方の拘束時間、職員さんの拘束時間というものを減らして行ってあげてほしいと思います。

特に、朝7時半から出勤されて、下手したら、先ほど言われていた6時以降の会議に出るとなれば、4時15分で仕事が終わりますから、そこから言うたら15分休憩して5時半、1時間ちょっと間があるんですね。ですから、そういったふうなところ、確かに無駄なことはされていないと思いますけれども、勤務時間でいうと10時間余る、11時間ですか、11時間半というような形での勤務になってしまうので、やっぱりそういうふうなところも改善していくべき。例えばシフトがあるんでしたら、その会議に参加される方に一番早朝の勤務に対応してもらおうとか、そういうふうなことのシフトの見直しというの、いろいろな形での出勤時間の調整というのをやっぱりやるべきだと思います。

これも本当、以前の職場の話をして申し訳ないんですけども、以前の職場のときには、会議後勤務時間外で、局が閉まって6時からやるとなった場合には、例えば時差出勤ができる人間に対しては時差出勤にしてくださいと、超勤にならんように時差出勤にしてくださいねというような形でのお願いをして、できるだけ超勤を減らすというような対応を取っていました。やはりそれは管理者の方、職員の方でいろいろ話し合っていて、ベストなものを、どうすれば超勤が自分たちの体に負担にならないかということのを最優先で考えていただいて、シフトとかそういったものを構築して行っていただきたいと思います。

人は宝です。職員の方は宝だと思っています。いろいろやっていていただいて、本当に、町長が言われましたが、役場は最後のとりでだと。町民にとって最後のとりでなんだというふうなことで、中におる人がもう仕事できません、たまりません、疲れて何もできませんというような状態では、とりでにはなりません。やはり人の健康、職員の健康、町民の方も含めてですけども、健康というものに対してしっかりと出来上がって、それで町民の方の問題を解決していくというような形のものに取って行ってほしいと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君） 澤田町長。

○町長（澤田和廣君） 職員の健康については、もう十分留意をして、今後取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）大西教育長。

○教育長（大西千之君）11時間の開所に伴いまして、安全に園児を受け入れるために、時間をずらした職員シフト、シフトを組んで勤務をしているところです。そのシフトにつきましては、その年の園児の登所、あるいは降所、帰る時間の状況によりまして、シフトを調整をしているところでございます。健康については、気をつけるような形でやっていきたいと思っておりますし、シフトによって11時間、12時間の勤務となるような時間帯には、そのシフトではなっておりません。

会議につきましては、当然それぞれのクラスでの協議もして、そして全体の子どもたちの状況なんかも含めて、質の高い子育てに向けて会議をしておるのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君）ありがとうございます。

どちらにしても、仕事をしていく上においては、休むことも必要ですし、仕事に対して集中することも必要だと思います。そのためには、健康管理、そういったものについて職員の方も十分に意識されて、休暇それからそういったもの、休む時間を取っていただきたいと思えます。できれば超過勤務を減らしていただきたいと。能率を上げてとか、能率という言葉がいいかどうか分かりませんが、やはり職務に専念していただくということが非常に大切なことになると思えますので、その部分についてはしっかりと意識していただきたいと思えます。

一番最初の項目で5番まで質問してあったんですが、ちょっと時間的なものがありますので、4番、5番についてはカットさせていただきたいと思えます。

続いて、2番の項目にいかせていただきたい。

○議長（岩本誠生君）2番の項目に移ってください。

○5番（白石伸一君）観光行政についてということで、12月3日に行われた早明浦ダムふれあい広場での開催されたイベントは、地元吉野地区のお三倉さんのお祭りもあり、当日は大変なにぎわいを呈しました。その中でも、水資源公社が行ったイベント、インフラツーリズムとしての早明浦ダムの可能性、早明浦ダムの改良工事下でも観光資源として価値、有効性を示したものと考えるが、本町の観光施策、民泊の取組について町長にお伺いします。

○議長（岩本誠生君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）5番、白石議員の観光行政についてということでご質問をいただきました。答弁いたします。

通告いただいておりますとおり、道路や橋梁、それからダムなど、生活や産業の基盤となる施設、いわゆるインフラの工事現場などが今観光資源として注目をされております。議員ご指摘のとおり、早明浦ダム再生工事の現場も、インフラツーリズムとしての観光資源になるものと考えます。

早明浦ダムの再生事業は、2028年度末に完成する予定となっております、今、れい

ほく観光協議会などとも連携して、早明浦ダムの再生工事のインフラツーリズムの取組を進めてまいっているところでございます。今後もこの取組を進めてまいりたいと思います。

民泊につきましては、国体等があるときなんかは民泊の受入態勢ということをお願いしたことはありますけれども、なかなか民泊についての取組は弱い部分もあるように感じますが、先日、台湾から高校生を嶺北地域の11家庭で受入れをしました。そのうちの本町では4家庭、12名を受け入れております。やはり、こういった国内・国外も含めまして、こういった学生なんかを受け入れるとか、そういったことでの民泊、いわゆる修学旅行なんかを受け入れる際に、民泊なんかも一つの選択肢になってまいりますので、そういった棚田や産業体験などを資源とした民泊の推進についても今後取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君）ありがとうございました。

町長は、本山町の観光の目玉というのは何だと思われていますか。

○議長（岩本誠生君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）もうこれは以前からも申しておりますけれども、本山町は自然があり、それから棚田がありという景観ですね。それから、吉野川を使ったアクティビティー、そういったもの。それから山岳観光というものもございますし、そういった自然を生かした観光が大事じゃないかというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君）ありがとうございました。

同僚議員が昨日観光協会、各高知県下の観光協会なり観光協議会があるところの実数を言われていましたが、一番最後に北川村というような形のお話が出ていました。北川村は、皆さんご存じのように、モネの庭、大々的に売り出しているものがあります。私、以前いた室戸、ジオパークがあります。高知県、桂浜、いろんなものがあります。その中で、インフラという形で見てみますと、一番最初に出てくるのがこの早明浦ダムです。

ですから、本山町で観光資源というのは、確かに自然というのも一つ大きいものなんです。この早明浦ダムというのは、もうネットで見てもインフラツーリズムというふうな形で調べてみたら、四国の中ではトップに上がってくるんですね。これをいかに売り出していか。それが昨年9月に初めて質問させていただいたときに、50周年を迎えるんですよというふうな形で町長などにもお聞きしましたが、その当時は、50周年のイベント行事についてはほかの町村とか団体と打ち合わせて考えてみるというような回答をいただいたように覚えております。

ところが、改修工事が始まりまして、早明浦ダムの周辺は工事車両、いろんなものが通り始めまして、非常に活用がしにくくなっています。ところが、逆に言うと、今まで土佐町のほうがメインでやっていた早明浦ダムに関する観光、逆に言うならば、今は本山がどんどん売り出して行って、本山に早明浦ダムはあるんですよと、本山の展望台から早明浦湖が見え

るんですよというような、本当に売り出すチャンスだと私は思っております。特に50周年になるところになりますので、今回の12月3日に行われた水資源開発の工事車両の展示とか、探検とか、そういったものについてもすごく応募が多かったと聞いております。

ですから、工事をしていても安全な側から安全な方法を取れば、早明浦ダムというのは本当にすごい財産だというふうな考え方で行政を行っていかないと、早明浦ダムは、水資源は土佐町にあるからというんじゃないしに、今までやってもらっていなかったことをしっかりと、水資源が50周年の行事をやりたいと言ってきよるんですから、それをしっかりと受け止めて、きちっとお金ならお金を出してもらいなり整備をするなりして、本山町が遅れている部分をしっかりと補って、本当に一つのインフラツーリズムにつなげるものをつくり上げていかないと、モンベルさんの集客力もありますし、あかうしというものもあります。天空の郷米というものもありますが、やはり人を呼んでくるためには、大きなインフラとか、そういったものを見てもらう、感動してもらうということが必要じゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）白石議員のご質問に対しまして、答弁を申し上げます。

白石議員のほうからもご報告がありましたとおり、先日開催されました早明浦ダム工事現場を巡るツアーは大変好評でありまして、インフラツーリズムとしての今後の活用の可能性が非常に有望視されております。

本町におきましても、現在、早明浦ダム左岸側展望台のほうの周辺環境整備について、水資源機構と連携で取り組んでおるところであります。そのような新たな需要、観光需要をまた有効に活用しまして、観光客の利用拡大につなげていきたいと考えております。

なお、インフラツーリズムに関します観光ガイド業務のほうは、土佐れいほく観光協議会のほうが一定委託を受けて、今後ガイドを使って観光の説明をしていくというようなことも準備しておりますので、そことも連携しながら、左岸側展望台を有効に活用していくようにしていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君）ありがとうございます。

今年のNHKの朝ドラの関係で、大原富枝文学館にも観光バスが相当止まりました。大原富枝さんの文学館からずっといろいろ歩いてくれて、さくら市に最後止まっていたいただいて、さくら市から次の箇所へ移っていくという形のコースを設定がされていたんだなと思えます。その大型の観光バスを呼ぶというのは、今までなかったんですけれども、これはどこが担当したんですか。

○議長（岩本誠生君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）お答えをさせていただきます。

今回、牧野先生のテレビ放送等に伴います県のほうも観光需要を高知県、取り入れていこ

うという流れの中で、土佐観光協議会のほうでバスツアーをどんどん嶺北に入れ込んでいこうという政策で取り組んでまいりました。その中では、嶺北は何か町村がございますので、それぞれの大豊の道の駅とか、本山のさくら市とか、土佐町の道の駅とか、それぞれバスに一旦ワンストップして、それぞれの町を巡ってもらうというのを、意識的にそういうツアーを組んでいただきまして、今回、さくら市へ止まったバスは大原文学館の観光もしていただくというようなメニューをつくって、観光協議会のほうでそういう形で動いていただいた経過でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君） 観光行政というのは、いかにPRして町外、嶺北以外の人に知っていただくということが大変必要だということは、今回の小学校、本山小学校、吉野小学校、それから中学校、嶺北中学校の発表会でもSNSを使った地域からの情報発信というのが必要やと、子どもたちがそういうふうな発想をしていました。そういうふうなことを受けて、やはり町としてもそういったものに対する施策、経費ですね、そういったものを捻出しているたり、例えば土佐町の道の駅、そういったものを見ていただいて、さくら市とどう違うか、さくら市がどういうことをしていけないいけないのか、逆に本山町で止まっていた観光バスのお客さんに対して、どういったことをPRしていけないかというようなことをしっかり考えていく必要があると思います。

ただ、本山町だけでそれをやるというのは非常に難しいことだと思いますが、今、先ほど何回かお名前が出ていましたが、そういったところに対してしっかりと本山町としての意見、本山町はこういうことをしたいんだよということをきちっと申し添えて、やっていただくと。

せっかく三つの町と1村でやっとするわけですから、例えばイベントの調整であったり、例えば11月3日は大川村の謝肉祭がある、そこへたくさん人が来る。これに合わせてわざわざ別のところでイベントする必要もないし、それをまた1週間ずらすことによってまた来ていただくこともできるよう、例えば土佐町に来てもらう、本山町に来てもらう、大豊町に来てもらうなど、そういったふうな工夫というのは、なかなか町や村ごとでは難しいと思うんです。そういった調整役ができるところがあるのであれば、きちっとした計画、それからPRの仕方、そういったものを町からも提言して、せっかくある組織ですから、有効活用をしていただけるように意見具申をしておきたいと思います。よろしくお願ひします。何かあればお願ひします。

○議長（岩本誠生君） 中西政策企画課長。

○政策企画課長（中西一洋君） 若干、前段の質問がありましたところと兼ねたところをご答弁させていただきます。

水資源機構様とは、今までの中で、議会含め住民の方に説明の機会を設けてきました。政策企画課のほう町の窓口としてはやってきております。その上で、今、左岸側の展望台の

話が出たんですが、こちらとしても要望として上げていることが、左岸側のところで、インフラツーリズムということでダム再生工事が見られるようにという話をさせていただいております。その上で、水資源機構様からは、周辺の伐採の計画をいただいております。これから具体的に進むというところですが、インフラツーリズムを兼ねたもので再生工事を見渡せることも当然なんです、ダムのダム湖ですね、その周辺も見渡せるようなところ、伐採の計画をいただいているところです。これから具体的に進むと聞いております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君） ありがとうございます。

あるところから聞いたんですが、インバウンドの関係も、県が今年というかインバウンドの関係で中山間地域にもインバウンドのお客様を入れてくるというふうな形のことをお聞きしていました。ところが、もう早くもインバウンドのお客さんが嶺北にも来て来ています。そこの沈下橋のところを台湾の方がサイクリングでずっと通ってみたとかというふうなことをやられたという話もお聞きしていますし、吉延の棚田を見に行かれたとか、そういうふうな形のこともお聞きしております。

やはりインバウンドの関係のお客様を誘致していくためには、先ほど言いましたが、宿泊施設というものが大変大きい問題になってくると思います。モンベルもありますし、特に嶺北に来られた場合に、どうしても次のところへ動くとなると、本山に宿泊するのが一番便利だというふうにお聞きしております。本山の今の宿泊施設というのは、公式にはモンベルだけです。

ですから、先ほど言いました民泊の関係、それから民宿の関係というような形の、民泊から民宿へつなげていくというような形の指導、そういったものをやっぱり町がどんどんやっていただく。コロナ前に修学旅行生を受け入れていたような形での民泊、そういったものを積極的に進めていって、できれば独立して民宿をやれるというような形になっていけば、一つの産業として町のほうにもお金が落ちてきますので、大変有効だと思っています。

大豊町に民宿が多いのは、民泊が発展して民宿が多くなったというふうなこともお聞きしていますので、民泊行政についてもしっかりとお考えいただきたいと思います。

もう一つ、すみません。早明浦ダムの左岸の展望台、本山側の展望台ですけれども、できれば大型バスが上っていけるような形での町道の整備、そういったものも、町独自ではできないかも知れませんが、水資源さんに協力をいただいて、大型バスが上っていけるような町道の整備を行っていただけたら幸いだと思っておりますので、そのところもお考えください。

これで一般質問を終わりたいと思うんですが、一番最初にも言いましたが、国民年金をもらえる方は月6万ちょいです。本山町の方の初任給は、高校生で採用される方はその倍、大卒の方は3倍の給料をもらわれています。その給料は、町民の方の税金で賄われています。そういうことをやっぱりきちっと認識してやっていかないと、町民の方が私たちの、民間の

会社でいえば社長なんですから、お金を出してもらっているんですから、それに対してしっかりと町民の負担に応じていくんだという思いを常に持っていただいて、業務に当たっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

これで終わります。

○議長（岩本誠生君） これをもって、5番、白石伸一さんの一般質問を終わります。

10時40分まで休憩します。

休憩 10：26

再開 10：39

○議長（岩本誠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます

~~~~~

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三さんの一般質問を許します。

9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君） 議長のお許しを得ましたので、9番、吉川裕三、一般質問をさせていただきます。

今年、明治維新から156年が経過した一年でありました。この明治維新からの156年を二つに分けて考えますと、明治維新から大東亜戦争終結までの前半は78年間、後半は大東亜戦争終結から今年までの78年間と考えられます。

江戸時代のちょんまげを結び、羽織袴に刀を差していた時代でまだ産業革命以前の時代から僅か37年後には、世界の大国ロシアとの戦争に勝ち、世界の列強と肩を並べ、国際連盟の常任理事国となり、大東亜の解放を目指した。しかしながら、大東亜戦争で一敗地にまみれ、昭和29年9月から新たな平和国家として、アメリカ主導での占領政策を経て今日に至っております。そして、昭和21年11月3日に公布された日本国憲法の下で今日まで我が国は発展をしてきております。

ちなみに、現在の日本国憲法は、制定されてから一切の改正もされていない世界最古の憲法と言われております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

既に同僚議員も一般質問の中で町長就任2年間の行政運営について質問していますので、内容が重ならないように質問させていただきたいと考えております。この2年間の行政運営において、町長自身の評価として、よくできたと思えるものを一つ、またこの点はもう少し何とかできたのではないかという反省すべきものを一つ、挙げていただきたいと考えております。そして、それぞれに対しまして、町長の所見をお伺いしたいと思います。また、

残りの任期今後2年間で、1期目の任期中にこれだけはやり遂げたいということについて、併せてお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）9番、吉川議員の質問にお答えします。

一つというふうに指定されましたけれども、私は、一昨年の12月16日に町長に就任しまして、もうすぐで2年になろうとしております。この2年間で私にはもう3年にも4年にも感じられるような2年間でございました。

就任後、様々な課題に直面をいたしました。更新住宅事業の関係、病院職員の給与未払い、土佐本山橋の交差点改良、そして産業振興センター四季菜館の関係、就任してみて分かったことなど、外からでは分からなかったことなんか多くございました。できること、できないことがありますけれども、その一つ一つに対応してきたところでございます。併せて、コロナ対応もありました。物価高騰に対する対応も、今も継続中です。町民の皆様や第1次産業、そして商工業の支援策にも取り組んでまいったところでございます。

ちょっと質問からずれるかもしれませんが、この2年間、及第点をつけられるのかといえば、なかなかそういう及第点にまでは届いていないだろうというふうに思います。解決できていない課題もあります。更新住宅事業の問題、それから四季菜館の問題等もありますし、そういった事業もございますので、限られた職員数と財源の中でございますけれども、この様々な課題について取り組んでいきたいというふうに思います。

これからの2年間も、いろんな課題につきまして一つ一つ丁寧に取り組んでいきたいというふうに思います。元気で活力のあるまちづくりに取り組んでいきたいと思っております。一つということでもございましたけれども、今すぐどうだったのかなというのは、すみません、いろんな課題があったなというふうにずっとこの2年間、感じておりますので、改めて自分の中でも考えてみたいと思っております。

今後につきましては、これもいろんな課題を抱えておりますが、一つはやっぱり人口減少にストップをかけたいなというふうに思っております。何とか少しでも人口減少をストップしていきたいと。少子化や子育て対策なども必要ですけれども、できれば新年度に向けて不妊治療に対する助成なども考えていきたいとかいうことなんかも考えておりますし、もう様々なことがあります。まちなかの活性化委員会、それから産業振興のこと、それから国道や県道や町道の改良。町道の改良なんかは、私、ふだんちょっと不便だなと感じているけれども、それをもうそのまま置いているようなこともございます。

例えば、今設計をしておりますけれども、町道新道連絡線、旧の給食センターの横ですね。ふだん通っておると不便だけれども、不便を、何と申しますか、そのままにしておったところもあるんですけれども、そういう日常少し不便だなと感じることについて、そういうことを改善していくということもすごく大事じゃないかなというふうに思っております、一つ一つそういったこと。それから、国道のことなんか、井窪線の、井窪工区のことなんかもう見通しが立ってきておりますけれども、そういったことをこの残り2年間で、もうたく

さんの課題がありますけれども、それを読み上げていくと時間がかかりますので、そういった一つ一つの課題を丁寧に組み立てたいというふうに考えております。

申し訳ございません、一つと言われたんですが、一つをピックアップをできておりません。いろんな課題がありましたので、そういったたくさんの課題に今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上答弁いたします。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君） ありがとうございます。

実はこれ、一つしか答えなかったら、行政のトップは町民の命と暮らしを守る立場で一つしかしていないと言われたら、かえってこちらも突っ込みどころ満載でよかったです、たくさん言っていただきまして。ただし、政治家としての澤田町長のこの2年間の最大に誇るべきことは、嶺北中央病院職員の一部賃金未払い問題を政治的決断で解決した、これは大いに政治家として評価すべきところだと思います。

また、先ほど言われました人口減少に歯止めをつけたいというのは、また後ほど質問させていただきたいと思います。

さきの選挙戦におきまして、澤田町長は誇りに思えるまちづくりに挑戦ということをやッチフレーズにしておりましたが、この2年間でこの本山町が誇りに思える町になったかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君） 澤田町長。

○町長（澤田和廣君） お答えします。

日本全体が、そして多くの地方自治体において人口が減少して、過疎問題が大きな課題というふうになっております。本町も同様でございます。過疎問題の本質は、生まれ育った地域の誇りを失うことという言葉がございまして、私はこの言葉に共感をいたしました。生まれ育った地域の誇りを失うこと、人口が減っていくけれども、本山町という町に誇りというか、本山町はいい町だったんだ、いい町なんだと、外から、町外の方からも思ってもらえるような、そういう出身者の方ですね。

当然価値観につきましては人それぞれ多様でありますので、私はその誇りをそれぞれに押しつけるものでは当然ございませんし、そういうことにはなりませんけれども、それでも、元気な町とか、楽しい町とか、活気のある町ということに取り組むことによって、本山町に住んでいる方、そして本山町を離れて出身者の方なんかも、本山町をふるさとに持つ方々にとっても本山町を誇りに思ってもらえる、そういったまちづくりに取り組んでいきたいというふうに思い、そういう発言をしたところでございます。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君） ありがとうございます。

生まれ育った町に誇りを持つという、これ言い換えれば、故郷に誇りを持つ、郷土に誇りを持つ。言い換えれば郷土愛を育むということになるかと思いますが、本山町にあっては本

山町に誇りを持ち、高知県にあっては高知県に誇りを持つ。日本にあっては日本国に誇りを持つということは、非常に大切なことと思いますが、町長におかれましてはいかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）同感でございます。先ほども言いましたけれども、価値観は非常に多様性がございますので、私は、本山町はこうだから誇り思っしてほしいと押しつけるものではないでございますけれども、そういったことにつながるようなまちづくりに取り組みたいということで、この2年間取り組んできたところでございます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

お伺いいたします。以前、同僚議員の一般質問の中におきまして、現在庁舎に国旗掲揚台がないことに対しまして言及がございました。その際、国旗掲揚台の設置について尋ねられました答弁で、設置するという答弁でございました。しかしながら、いまだに実行されていないのが現状でございます。

国旗、町旗、いわゆるタウンフラッグの掲揚台、掲揚するということにつきましては、国に対する誇り、また本山町に対する誇りの醸成につながり、町職員の皆様におかれましては、また同僚議員各位におかれましては、タウンフラッグであります町旗を掲揚することで、日々の業務の中で自分たちの本山町の未来をいかにすべきか、また、それを託すべき子どもたちが誇りにできるまちづくりをしていかなければならないという思いを常日頃心に持っているものを、その町の旗、タウンフラッグを見ることによって醸成して、戒めにもしなければならぬと思います。

それでは、この国旗掲揚台の設置につきまして、いつまでに実行するか、業務の見える化を図るとして、例えばTODリストをつくったりいたしますが、これをいつまでに実行するかについてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君）高橋副町長。

○副町長（高橋清人君）国旗の掲揚台につきましては、どこに設置をするか、どのようなものにするかということを検討いたしまして、当初予算のほうで計上していきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

それでは、令和6年度の当初予算で予算計上して、実施が図られるということで承知いたしました。

次に、生活困窮者に対する適切な支援についてお尋ねいたします。

SNSとかユーチューブを拝見していると、ひとり親家庭の貧困支援のCMが出てくる場合がございます。例えば、グッドネーバーズ・ジャパンという団体の寄附を募る広告が私がよく見るSNS上では表示されます。

その内容は、お子様が2人いた母子家庭で、お金がなく夕食が食べられない。そのために給食を二、三人分食べる。夕ご飯は水だけで我慢という話から始まり、そうした不幸なご家庭に、母子家庭への食料寄附をするために団体に寄附をと呼びかけるものでございます。

しかしながら、東京都荒川区議会の小坂英二議員によりますと、荒川区で母子家庭、子ども2人世帯への生活保護や支援制度を通じた内容を確認しますと、おおむね生活保護費に対しましては27万4,430円、そして手当、これ各手当が児童手当、児童扶養手当、児童育成手当で10万1,560円と、生活保護と手当関連を含めますと東京都荒川区の場合は、これに約30万1,430円支給されるということ。また、この生活保護を受けながら頑張って働いて15万円の勤労収入があれば、13万5,000円程度がこの30万1,430円からマイナスされての支給になるということでございますが、それで、いずれにしても、月約30万円以上の収入があると。それで、このCMのような果たして貧困家庭が生まれるのかということに対して、非常に疑問に思われるのでございますが、例えば本町におきまして、この東京都とは当然違うと思いますが、ひとり親世帯で例えば中学生と小学生の子どもがいる世帯をモデルとして、生活保護の受給金額に対しましてモデルケースとして幾らぐらいになるのかについてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

町村の生活保護の認定等につきましては、県のほうで行っておりますので、それはご承知のとおりでございます。その中で、今回、例を示していただきましたので、中央東福祉保健所のほうに照会をかけまして、ひとり親世帯40代、中学生と小学生3人の暮らしということで、これはいろんな条件があるのかもしれませんが、一般的にということだろうと思います。22万140円という計算の情報をいただいております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）生活に困窮したご家庭が憲法25条第1項に書かれてあります「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という社会のセーフティネットによって生活を保障されなければならないと私は考えております。この点につきまして、いかがお考えかお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）生活保護法の基本となるものは、憲法の第25条に定められておるといふふうに認識しております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

では、こういうふうな生活困窮の方が生活保護の支援をどう求めるかの方策について、お尋ねいたしたいと思っております。

例えば、非常に生活に困っていても生活支援の申出ができない、そういうふうな場合におきましては、どこの窓口に行けば生活保護が受けられるのか。そういった相談窓口の告知に

については適切に行うことができているのか。そのことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。生活相談窓口とかそういうことも含めて。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）生活相談とかいうこと、当然もう役場のほうになります。告知という形で、広報も含めまして私のところでは十分承知できていないところがあります。生活に困窮されている方々の課題とかその背景は、もう多種多様であります。本町では、介護や障害、子ども、それから生活困窮などの分野別の支援体制を、本人や家族に限らずに一体的に受け止めるということで、包括的な支援体制、いわゆる重層的支援体制事業ということに取り組んでおりまして、庁内での連携体制や、庁内というのは役場内の連携体制や他機関、社協など他機関との協働、民生委員や民生児童委員の皆さんとの連携などにもよりまして、その複雑化する、複合化することにつきまして、その生活課題に対する適切な支援を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）生活困窮された方が適切な生活支援を受けられるように、例えば社会福祉協議会を使うとか、適切にその情報を知り、適切な窓口に行って相談ができるというふうな体制、またそういうふうなお知らせをするということについて、しっかりと努めていただきたいと思います。

先月、高知県知事選挙におきまして、浜田省司氏が当選し、浜田県政の2期目がスタートしました。本町においては、これからの浜田県政の4年間、いかに県と連携して行政運営を進めていくか、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

知事との連携ということで、通告いただきました6番にも関わってくるというふうに思いますけれども、少し答弁をさせていただきたいと思います。

浜田知事は、中山間地域の振興なくして県政浮揚はなしというふうに表明され、県土の9割を占め、県民の4割が暮らしている中山間地域対策を抜本的に強化するという一方で、高知県中山間地域再興ビジョンというのを策定に今取り組まれています。

特に、人口減少と少子化が大きな課題となっており、令和4年度の出生者数は3,721と過去最少で、全国でも最下位ということになりました。ビジョンの方向性として、若者の流出が顕著な中山間地域において、若者の人口増加を図ることが最も重要として、この高知県中山間地域再興ビジョンの目指す姿の中心に若者の人口増加を掲げて、新たな中山間地域対策を推進するというにされています。

また、本町が取り組んでいます町なかの活性化についても、知事にご理解いただきまして、知事が来町された際には町なかなんかも見学していただきました。私は、知事と連携した町政を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

先ほど町長が言われたとおりでございます。浜田県知事は、選挙戦の中でも中山間地域再興ということに言及しまして、2期目の政策の柱としまして高知県中山間地域再興ビジョンを掲げ、この4月からそれにのっとって政策を進められることと思います。

若者世代、15歳から34歳までの人口流出、特にその年代の女性の転出超過を防ぐことが大きな課題であると挙げられております。そして、この中山間地域再興の目指す姿の中心に、若者の人口増加ということが挙げておられます。

先日、11月23日付の高知新聞によりますと、この再興ビジョンの中の中山間地域の10年後の目指す将来像と令和6年から4年間のアクションプランというもので、この高知県中山間地域再興ビジョンは構成されてございます。その中で、県外からの移住者を10年後に年間5,000人以上とする県の目標値につきまして、県内34市町村のうち7割超の25市町村が困難視し、また否定的に受け止められているということが、11月23日付の高知新聞の紙上に載っておりました。

恐らく本町におきましても、このアンケートが来ていると思いますが、この高知新聞のアンケートに対して、本町はどのような回答をして、そしてどういう根拠を持ってこの回答をしたのかについての本町の考え方、見解についてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君）暫時休憩します。

休憩 11:04

再開 11:05

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を続けます。

答弁を求めます。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

5年向こうで3,000人、そして10年で5,000人と、移住者を年間ですね、目指すということで、私は、目標ですのでそれについて懐疑的な、根拠なしにそれは無理だろうというような思いは持っておりませんので、本山町は本山町として移住対策を進め、県下全体で3,000、5,000ということについては、その結果としてどうなのかということにはございますけれども、その目標は目標として、本山町としてもその移住対策も含めて取り組んでいくということを考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）ここに高知新聞のウェブ版からプリントアウトしたものがございますが、それでは、先ほどの答弁では本山町はこの移住者年間5,000人目標について、各県内市町村の受け止めの肯定的な8市町村に入っているという受け止め方でよろしいのでしょうか。再度確認させていただきたいと思います。

○議長（岩本誠生君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）すみません、私、このアンケートについて十分承知、理解できていない部分がありますが、どちらに入ったのかということについて、懐疑的なのか肯定的なのかということについて、すみません、今ここで私の考えでは、僕はそれを否定するつもりはありません。目標値でございますので、肯定するというか、県下全体でございますので、やはり県が示したその目標値は目標値として、本山町としてはその移住対策に取り組んでいくということを進めていくということでございます。

○議長（岩本誠生君）答弁が納得いかん、はい。

暫時休憩します。

休憩 11:07

再開 11:09

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの答弁は後に回しまして、ちょっと先へ進めていただきたいと思いますので。

9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）来年4月から正式に稼働する高知県中山間地域再興ビジョンでございますが、県のこのスタンスは市町村に対する支援であると考えます。まず第1に、手を挙げない市町村は、これは支援が受けられないということになると考えますが、濱田県政との4年間の連携強化ということを念頭に考えましたら、本町としては当然手を挙げるべきだと思いますが、具体的にはどのような施策をもって、この高知県中山間地域再興ビジョンに本町は参画していこうと考えているか、現在の構想等がありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）県のほうにおいては、来年度予算で市町村のいわゆる使用の自由度の高い交付金のような形での支援をするということを表明されています。まだ具体的な要項等は示されていないと思いますけれども、これはやはり若者の流出の問題等、それから少子化対策とか、そういったことに非常に重点を置いた交付金になるだろうというふうに私は受け止めました、説明を聞いたときも。

そういう意味では、今、本山町で取り組んでいます町なかの活性化の取組とか、それからやっぱり新たに若者がつながる、連携して他の議員の方にも答弁しましたけれども、本山町で生活しながら若者が、私はいると認識していますけれども、本山町で生活しながら顔も見ることない、話もしたことないという若者も、私は多数いるというふうに理解していきまして、そういったもので若い皆様をつなげるような施策、そういったことに、県が言われておりますこの支援を使えないかというふうに思っています、そういう中で若者が本山町に定着し、そして少子化対策なんかにもつながるようなこともできないかなというふうに思っています。

おりますし、やはり暮らしでは、産業という面もございまして、そういった産業施策につきましても、この県の交付金に手を挙げていきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君） この高知県中山間地域再興ビジョンの中に、新たに町なか型集落活動センターの支援が盛り込まれております。町長は以前から進めておりますまちなか活性化という考え方にも、これは合致すると考えますが、この町なか型集落活動センター設立を一つの柱としまして、旧役場庁舎跡地活用も含めて今後検討すべきではないかと考えますが、その点のご見解についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君） 澤田町長。

○町長（澤田和廣君） お答えします。

この間、まちづくり推進委員会の皆様や活性化推進委員会の皆様や、それから2回ワークショップも開きました。いろんなご意見をいただきました。これを具体化していくという必要があると思います。町なかの集落活動センター的なものということになりますと、やはり経済活動なんかもしていくという必要性もあるということで、そういったことが、今町なかでどういうふうに取り組めるのかということについては、いろいろ皆さんと論議をしておるところでございます。

いずれにせよ、庁舎の跡地については具体的に議会の皆様にもお示しして検討していきたいと、今までの論議、それからそういったワークショップなんかの論議なんかも通じまして、議会の皆様にもお示ししていきたいというふうに考えております。重要な課題だなというふうに捉えております。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君） それでは、元に戻って質問させていただき額と思います。

この高知新聞の10年間で移住者、年間500人目標につきまして、本町はどのように回答したのかについてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君） 執行部、答弁。先ほど聞いてきたんじゃないの。いや、もう分からなかったら分からんであとにせんと、いつまでも。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君） 今、職員出払っている者もおるようで全てに確認できておりませんので、これは確認をさせていただきたいと思います。現状では、すみません、どちらに、8自治体に入っておるのか、懐疑的な自治体に入っておるのかという、申し訳ございません、どういう回答をしたのかということが確認をできておりませんので、確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君） これは町の考え方を聞かれたアンケートでありまして、こういうのが町のトップが分からない、把握していないというのは、やはり問題であると思います。かちっとこういうふうな、本山町としての見解を聞かれた場合は、やはり担当ベースではなくて

町として、電話で即答するのではなくて、庁内、役場内で調整をして改めて連絡をする等のきちんとした体制を取っていただかないと、当然これは34市町村に聞いて、じゃ、住民の方も、うちの町はどういうふうに答えたんだろうということは当然これは興味があることでありますし、きちんとした体制を取っていただかなければならないかと思いますが、その点いかがお考えかお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）ご指摘のとおりです。新聞が出た段階で、これはどういうふうに答えたのというのを確認しておくべきでもありましたし、こういった本山町としての考えを示すときには、当然、私の考えや庁議での論議など踏まえて回答をしていくべきものだというふうに認識しております。以後、これを本当に気をつけたいと思います。

以前、新聞にアンケートの調査結果というのが出たことがありますけれども、高知県で2自治体が回答していなかったということで、どこへきていたんだろうというようなことで調べたこともありましたけれども、そういったこともあります。もう本当にこれは十分気をつけて対応してまいりたいと、ご指摘のとおりだというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

次の大項目に移らせていただきます。

本町における安全保障についての考え方をお尋ねいたします。

安全保障と言えば、外交防衛と捉えられるかもしれませんが、近年の安全保障の概念はもっと広義に解釈されるようになってございます。

例えば、町民の皆様にとって安全保障と言われますとぴんとこないかもしれませんが、よく数か月に1度訓練されております全国瞬時警報システム、いわゆるJアラート訓練につきましても、これは他国からの弾道ミサイル飛来に対する訓練で、これも安全保障の一環であると考えています。また、よく食料受給率という言葉がございますが、これもやはり食料安全保障、安全保障の一つという考えになっていることだと考えております。

それでは、お尋ねいたします。

平成16年6月に国民保護法という法律が公布されてございます。正式には武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律、これを略しまして国民保護法と呼んでございます。この法律は、日本が武力攻撃を受けたときに、また大規模テロにさらされたとき、国民の生命財産を守る方法を定めた法律であり、主に国と地方公共団体の役割を規定しているものでございます。

では、国民保護に関する地方自治体の役割とはどのようなものがあり、どのような役割を果たすべきであるかということについて、まず1点お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）高橋副町長。

○副町長（高橋清人君）9番、吉川議員の安全保障に関する質問にお答えをいたします。

国民保護に関する地方自治体の役割ということでありますけれども、私はやはり町民の

皆様の生命、身体、そして財産を守ることは町の責務であるというふうに考えております。このことは自然災害であっても、また武力攻撃などによる災害であっても同じことでありまして、やはり町民の生命財産を守る、そのことに尽きるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）ここに平成19年1月30日付の国民保護の仕組みと地方自治体の役割という文書が、総務省消防庁国民保護室長名で出されておるのを現在持っております。この1ページ目には、国民保護とはと、その定義が書かれておりまして、大きくあつてはならない武力攻撃、なくてはならない国民保護と太文字で書かれております。

この冊子の7ページに、武力攻撃事態における国民保護に関する措置の仕組みという図表がございます。まず、国、都道府県、市町村に対策本部が設置される。市町村の役割としましては、警報の伝達、避難の指示の伝達、避難住民の誘導とされています。警報の伝達はJアラートによってなされます。では、避難指示の伝達と避難住民の誘導についてどの機関が行うのか、また、その訓練は現在本町において実施されているのか、個の2点についてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君） 高橋副町長。

○副町長（高橋清人君） 吉川議員の質問にお答えをいたします。

本町といたしましては、平成19年6月に本山町国民保護計画を作成しております。その中で、町対策本部は、内閣総理大臣から総務大臣及び県知事を通じて町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受け、設置をすることとなっております。避難の指示の伝達は、対策本部より行うこととなります。避難誘導については、消防団や警察などと連携した活動を行うということになっております。

訓練の質問でありましたけれども、Jアラートの訓練につきましては国からの指示に基づき、提起動作訓練を実施をしておるところであります。しかし、国民保護法に基づく避難訓練は実施できておりませんが、災害等を想定した避難訓練は毎年実施をしております。避難者の把握や安否の確認、情報伝達のための無線訓練等を実施をしておるところであります。このことも、武力攻撃等の事態等に役立つのではないかというふうにも考えております。

ミサイル攻撃につきましては、極めて短時間で着弾することが予想されておまして、放送事業者による各種情報に耳を傾け行動する必要があるのではないかというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君） ありがとうございます。

避難住民の誘導は警察、消防によって行うと。主に本町におきましては、現実的には、この避難住民の誘導につきましては非常時消防である各消防分団が担うものだと考えますが、

その点いかがかお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君）高橋副町長。

○副町長（高橋清人君）お答えをいたします。

議員おっしゃったように、非常時は消防団のほうで行うことになるというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）本町として、有事の際にいかに町民の皆様の安全を確保するのか、また町民保護をするのかについて非常に重要でございますが、現在、本町においては、この有事を想定した訓練はなされていないということでございます。

毎年11月第1日曜日に県が実施している一斉避難訓練がございます。これは南海トラフの巨大地震を想定したものでございますが、以前にも提言させていただいております。この毎年11月第1日曜日に実施する県・市町村連携の避難訓練につきまして、本町は参加してございません。本町は独自に、この1週間前に本山町としての一斉避難訓練を実施してございます。やはり本町として、今後有事、南海トラフの巨大地震を想定したのも当然でございますが、やはり県と市町村が連携した避難訓練の必要性というものも、やはり大切ではないのか。

また、現在県は、南海トラフ巨大地震のみを想定してやっておりますが、やはりこういった有事を想定した県と市町村の連携も非常に必要ではないか。その点、有事を想定した避難訓練の必要性というのを県に要望する必要があるのではないかについて考えますが、その点いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君）高橋副町長。

○副町長（高橋清人君）お答えをいたします。

議員おっしゃいましたように、やはり有事の際には県との緊密な連携が重要になってくるというふうに考えております。

今回の質問をいただきまして、私もちょっと調べてみましたけれども、高知県の国民保護計画の中には、やはり市町村とともに連携した訓練を実施していくというふうなことが書かれておりますので、機会を見て、県等にもそのような話をしていきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）先ほどこれは紹介させていただきました平成19年1月30日付の国民保護の仕組みと地方自治体の役割、これは総務省消防長国民保護室長、濱田省司と書かれてございます。現在の知事が総務省消防庁の在籍時に、この計画立案をされたものでございます。現在、高知県知事になってございます濱田知事がつくったこの計画で、県と市町村の避難訓練、本当に実効性があるものかどうか、知事自身も、この自分が立案した計画がどうなのか知りたいと思います。

ぜひ町長は、濱田知事とご一緒になる機会があったら、これに基づいた訓練を県と市町村

一緒に一回やってみないかということ提言してはいかがかどうか、その点お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）ご指摘いただきました、知事と会う機会もあろうかと思っておりますので、そういった話もしてみたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

ウィキペディアによりますと、国民保護とは、日本に対する武力攻撃があった際、国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃に伴う被害を最小に抑えるために、国・都道府県・市町村が相互に協力し、文民の立場において住民の避難や救援措置等を行うことを言う。国際的には民間防衛に相当するとあります。

スイス政府発行、民間防衛、軍事力を用いない侵略、乗っ取りの6段階というものがあります。まず第1段階、工作人員を送り込み、政府上層部の掌握、洗脳、第2段階、宣伝メディアの掌握、大衆の扇動、無意識の誘導、第3段階、教育の掌握、国家意識の破壊、第4段階、抵抗意思の破壊、平和や人類愛をプロパガンダとして利用、第5段階、教育や宣伝メディアなどを利用し、自分で考える力を奪う、最終段階、国民が無抵抗でふぬけになったとき、大量移民。

では、お尋ねいたします。

現在日本においては、これは第何段階まで進んでいるのかについて、お考えをお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君）高橋副町長。

○副町長（高橋清人君）お答えをいたします。

現在日本においては何段階目までの侵略が進んでいるかという質問でありますけれども、侵略という言葉の意味、それから基準的には大変難しいものがありまして、私個人としては、日本に対する侵略はないのではないかというふうには現在考えておりますけれども、それ以外のことで考えてみますと、やっぱり個人情報等のデータは多かれ少なかれ、本当に流出をしておるといふふうに考えております。個人でやはり被害に遭わない対策、例えば身に覚えのないメール等は開かないなど、自分で自分を守る、ある意味侵略されないように対処することが重要になっておるのではないかというふうにも考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）これは一般的には、現在日本は第5段階まで進んでいると言われてございます。既にメディアも乗っ取られているということが言われてございます。

スイスという国家は、永世中立国という国際的なスタンスを取る国家でございます。陸続きで国境に接したヨーロッパにあって中立を貫くということは、自国の防衛は自国で守るというスタンスでございます。そして、現在の戦争はロシアがウクライナに侵攻した武力によるものだけではなく、いわゆる情報戦によって侵略されるということスイス政府発行

の民間防衛は示してございます。

令和4年5月に交付されました経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保推進に関する法律、いわゆる経済安全保障推進法は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等により安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、国家、国民の安全を経済面から確保するための取組を強化推進することが重要であるということから制定されてございます。

例えば、これは個別の企業名を出しますが、ファーウェイという中国系の通信機器大手企業がございまして、この企業の商品は現在アメリカでは使用禁止になってございます。この理由は、この企業の商品を米国内で使用することは、米国の安全保障に大きな脅威であると認定したからにはかございませぬ。

昨年の7月に中国政府は、日本を含めた外国のオフィス機器メーカーに対し、複合機などの設計や製造の全工程を中国内で行うよう定める新たな規制を導入する方針を明らかにしました。この条件を満たさない機器につきましては、中国内の公企業の入札等から排除すると。それに対しまして、日本の企業に対してキヤノン等の大手は、生産工場をベトナムに移管する等の手段を取ってございます。

それでは、お伺いいたします。

まず、このようなビッグデータ解析等により個人情報等が抜き取られる危険性におきまして、1点目に、本町におけます物品の導入において、国内製品を優先する等、経済安全保障の観点からの導入を検討する余地は今後あるのかについてお尋ねします。

2点目に、セキュリティークリアランスの観点から、個人情報の機密とされる情報に接する人間をある一定の資格を持った人間に限定するような方向に限定して情報管理の徹底を行うのか、この2点についてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君）高橋副町長。

○副町長（高橋清人君）質問にお答えをいたします。

まず、経済安全保障の観点から、物品の導入についての質問でありますけれども、現在ではそういうことの検討については考えておりませぬ。町といたしましては、やはり町内の業者から買うということが一番にしておるところであります。

続きまして、問題ですけれども、個人情報を扱う、接する人間を一定の資格を持った人物に特定をするのかということでもありますけれども、地方公務員には、ご存じのように地方公務員法第34条におきまして、職員は、職務上知り得た秘密は漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様という守秘義務が課せられておるところでありまして、現在のところ一定の資格を持った人物に特定をするということは考えておりませぬ。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）物品調達には町内の企業、業者を優先するのは誠に結構なことだと思いますが、ただし、その製品が国内の製品なのか、海外の製品下によって非常にこのセキュリティーの問題が、例えばインターネットに使用するルーターを、中国製のルーターを非常に現在一部では危惧する声が出てございます。

そのようなことがあってはならないと思いますが、やはり優先すべきは地元の業者であります、その値段だけで、安いから、地元だからといって、製品が海外の製品であった場合においては非常にリスクが高いと考えますが、その点につきましては、やはり国内製品を優先するということが大切だと思いますが、その点、再度お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君）高橋副町長。

○副町長（高橋清人君）議員がおっしゃられるようなこと、私も経験したことがあります。私も前、名刺の管理をするときに、アプリでスマホで名刺を管理しておりました。そのときに知人から、やはり中国製品のアプリだったら、その名刺の情報は全てそちらに抜かれておるようなことも聞いたことがあります。

そういうことで、現在は名刺の管理はアプリでしておりませんが、やはりそういうことを考えますと、議員がおっしゃったようなことは今後本当に検討していかなければならないことだというふうにも考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

先月11月に、東京池袋パスポートセンターにおいて旅券発給の窓口業務を委託した民間事業者の従業員が、個人情報の記載された旅券発給申請書、戸籍謄本に記載された氏名住所、電話番号、合わせて1,920名分を不正に持ち出したという事件を東京都が公表しました。

東京都によりますと、今回持ち出された個人情報のさらなる第三者への漏洩は確認されていませんということでございますが、しかしながら、この事件は既に今年3月に分かっていた事件を東京都が先月に公表したので、これは単なる窃盗事件ではなく、これは公安案件として取扱いがなされておまして、この民間委託事業者は、本年4月より東京都の業務委託を全て入札から排除されてございます。

こういった件を踏まえまして、今後本町においてもより一層の情報管理体制を整える必要があると考えますが、その点についていかがお考えか再度お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）高橋副町長。

○副町長（高橋清人君）お答えをいたします。

各種契約において、業者に委託をする場合に個人情報等の漏洩と申しますか、そのことについてはそういうことがあってはいけないという、してはいけないということは契約にはうたっておるところであります。

本町といたしましても、やはり情報セキュリティにつきましては、総務省のほうから地方公共団体における情報セキュリティポリシーというようなものも出されておまして、そういうガイドラインに基づきまして、やはり体制を整えていくということは大事になってくるというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

現在の日本は、少子高齢化、人口減少ということで非常に労働力不足ということで、今後労働力が海外から日本に流入してまいります。

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針というものが、本年6月に一部改正されました。これにより、熟練した技能を要する特定技能2号について、建設分野及び造船・船用工業分野の溶接区分のみが対象とされたものから、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の9分野が新たに追加されました。

特定技能2号とは、特定技能1号よりも高い技能を持つ外国人が取得できるビザです。特定1号が在留期間を最大5年としているところ、特定技能2号は実質無期限で日本に在留できます。また、家族の帯同も認められているということから、実質的にはこの資格を持っている人が移民として日本に来ることが今後想定されますし、政府もそのような方針であると言えます。

過去におきまして、日本をはじめ世界でも、現在と同じく人手不足という問題がありました。例えば、日本は高度経済成長期に非常な人手不足になりました。しかしながら、日本は移民を受け入れることなく、自動化を進めることにより、そして人手不足の中、給料を上げることによって乗り切りました。そうしたことによりまして、日本では1億総中流という言葉も生まれ、国民全体の生活水準が上がりました。その際に、欧米では労働力不足を移民で補い、またその後の紛争等で非常に各国とも移民が流入しまして、それから50年を経て、各国におきまして移民政策による弊害が現れております。

現在日本では、周回遅れで移民政策への舵を取ったとも言えます。

現在、本町で暮らしておられる外国籍の方は、私たちとのよき隣人として地域社会と共生しながら生活をされております。しかしながら、今後特定技能を持つということからどんどん外国籍の方を受け入れるということがどういうことかを考えてみた場合におきまして、この特定技能を持つ方を受け入れるというのは、現在日本と二国間協定を締結した16か国でございます。その中に、16か国の中にパキスタン、ウズベキスタン、バングラデシュ、マレーシア、キルギスの5か国がイスラム教の国家でございます。イスラム教というのは、国の上の法律の上にコーランがあり、コーランに書かれている教義に沿って暮らしていくというものでございます。例えば、本年5月に神戸市で起こりました神社の器物損壊という事件がございます。これは神戸市に住むガンビア人の男性29歳が、神戸市垂水区の瑞丘八幡宮の賽銭箱を壊したりとか、近くの地藏菩薩を壊したということで逮捕されてございます。その容疑者は、神様はイスラム教のアラーしかおらず、ここに神様はいないと叫びながら賽銭箱を破壊したと。

今後、海外から外国籍の方が来ますと、私たちが考えているよき隣人としての現在の住民の方以外にも様々な方が流入してくると。例えば、既に埼玉県川口市におきましては、クルド人難民が非常に多く、一部ではクルド人が川口市内にクルド人の自治区をつくるんだというふうなことも叫ばれております。

一つの例を挙げますと、埼玉県川口市にアパートがありまして、その2階で、日夜クルド人の方が夜遅くまで騒いでいると。それで警察を呼びますと、警察の方は翻訳機を使って注意をするんだと。しかしながら、帰ったら、その方は日本語で「ばばあ、うるさい、おまえが出ていけ」と。それで、おまえが出ていったら、この下のおまえの住んでいる部屋も借りてもっと騒いでやるというふうなことを言って、もう2階からこれ見よがしに下にごみを放り投げたりするというふうなことが現在埼玉県では起こったりとか、本年6月には救急病院の前でクルド人が100名単位で争乱を起こし、6名が殺人未遂で逮捕されたというふうな事案もごございます。そういうふうなことが起これば、そこに元々住んでいた方が1人、2人減り、そして移民の方ばかりになり、そこがスラム化するということが懸念されます。

一方、大分県日出町では、イスラム教の風習に則って、現在、土葬の墓地を造るということで、町議会等が現地のイスラム教の団体と話し合いをされておりますが、いずれも平行線で終わっております。そういうふうな異文化共生社会というのは、言語だけでなく文化も思想も宗教も違う人間同士が共生して生活していくと。

それでは、高知県の中山間地域に位置する本町においてはいかがでしょうか。このような事例を踏まえて、本町としては今後どのような見解を持っていくのかについてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）議員ご質問のところでごございますけれども、少子高齢化が進む中で、労働力の需要が高いのに対して、労働力の供給はもう減少傾向にあり、深刻な働き手不足という状況になってきているのはもうご承知のとおりでございます。政府は、その労働力の需要を日本人だけではカバーできないということで、外国人労働者を受け入れるということで、特定技能制度を新設をしています。

議員ご指摘のとおり、もう先ほど言われたとおりでございます。特定技能2号の対象分野の拡大によりまして、更新することによりまして、もう実質的に無期限で日本に在留できるということになっております。

現在、本町でも在住の外国人の方もおられます。地域社会との共生関係を築いておられるという認識をしておりますし、今後においてもやはり地域社会との共生関係を築いていかなければならないというふうに考えております。

以上であります。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

そして、この労働力として日本に流入してきた外国籍の方も、日本に長く暮らしていくと、そのうちに仕事ができなくなり、年を取りということで、いろんな公的補助を受けるような可能性もございます。

それでは、外国人につきましてへの生活保護受給についてお尋ねいたします。

日本国憲法25条第1項には、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利

を有するとあります。日本国の国民に対しては憲法に基づき生活保護費が受給されます。そして、生活保護法第1条には、第1条、この法律は日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助成することを目的とするとあり、この生活保護の対象は日本国民となっておりますが、現在、永住外国人も生活保護の対象になっているのは、その根拠は、1954年、昭和29年の厚生省の通達によりますと、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては、一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて、必要ならば保護を行うことが指示されて現在に至っているというのが根拠でございます。では、外国人に対する生活保護の根拠になるのは、この1954年、昭和29年の旧厚生省の局長通知のみでございます。そして、現在、外国人への生活保護費の支給は年額1,200億円であるという試算が出ております。

平成26年、2014年7月18日の最高裁第2小法廷では、生活保護法が保護の対象とする国民に外国人は含まれないという判断を行っております。

では、お尋ねします。

本町において、現在、外国人への生活保護の支給の実績はあるのかどうかについてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君）大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）外国人は、保護を受ける義務ではなくて措置ということですね。現在、措置を受けている外国人の方はおりません。

以上です。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

それでは、今後、外国籍、外国人からの生活保護の受給申請があった場合につきまして、本町の対応についてはどうするのかについてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君）大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）お答えします。

決定権は県にあります。生活保護法24条の適用での進達を行うことが市町村の役目と申します。

以上です。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

途中、3番の質問につきましては取りあえず割愛させていただきまして、次の大項目に移らせていただきます。

○議長（岩本誠生君）12時が近いですがけれども、この質問が終わるまで続けさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○9番（吉川裕三君）公共交通政策についてお尋ねいたします。

10月23日、臨時国会の所信表明演説で、岸田文雄内閣総理大臣はライドシェアに言及し、地域交通の担い手不足や移動の足の不足といった深刻な社会問題に対応しつつ、ライドシェアの課題に取り組んでまいりますと述べております。しかしながら、一例を挙げると、タクシードライバーの不足の要因は、タクシードライバーの賃金が安いことが一因であると考えられます。

12月10日、NHK「日曜討論」で、大阪・関西万博の開催、経済、雇用、ライドシェアの問題が、各党代表で議論を交わされたことがしんぶん赤旗に掲載されてございます。一般ドライバーが自家用車で有償送迎するライドシェアについて、日本共産党の井上哲士参院幹事長は、ライドシェアを解禁した各国では性犯罪も含めて事件、事故が起き、多くで再び禁止していると紹介されてございます。解禁の理由とされる人手不足について、根本要因は低すぎる賃金だ、規制緩和によって公共交通のコストカットを強いた結果だ、抜本的転換が必要だと述べてございます。

一方、日本維新の会の柳ヶ瀬裕文総務会長は、自家用車を持ち、時間があり、お金が欲しい方にしっかり参入していただくと述べ、ライドシェア推進の立場を鮮明にしたと。

この「日曜討論」における井上参院幹事長の発言は、既に各国でも様々な問題があり、特に米国のウーバーとカリフト、中国のディディ等が、アメリカ国内でも様々な問題が起こっております。

では、お尋ねいたします。

現在議論されているライドシェア議論を踏まえて、中山間地域における公共交通との兼ね合いも含めて本町の所見をお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君）中西政策企画課長。

○政策企画課長（中西一洋君）吉川議員にライドシェアについての所見の見解をお答えいたします。

まず、ライドシェアの議論につきまして、国のほうで今議論がされていると聞いております。ライドシェア導入の一番の懸念点というところでは、安全面の確保があります。

そして、バスとタクシーの運転手は2種免許の保有が必須なんですが、自家用の有償旅客運送、これはさくらバスが今運行していますが、こちらについては2種の免許証または1種の免許証と、先ほど言いました自家用有償旅客運送の種類に準じた大臣認定の講習となっております。

この車両について特に申したいのが、車検についてなんかも、バス、タクシーなんかは3か月に一回の点検と、そして車検については12か月に車検をしなければならないとなっております。ライドシェアで使う自家用の一般車両といいますが、車両については、小型普通車についてですけれども、12か月の点検というものが定められていますが、24か月の点検、車検とは異なりまして、場合によっては12か月の点検を行わなくても罰則規定はないとなっております。

その上で、運転手というところになるんですが、個人事業主任せというところになって、

先ほど言いましたさくらバスを含み、さくらバスで今運行しております自家用有償旅客運送で行う場合の運行管理の体制や整備管理の体制などは、ライドシェアの場合ではそこまで実際に実施することは難しいのではないかと私自身は考えております。

他国の今ちょっと情報を調べましたが、ライドシェアの場合は、先ほど言いました個人事業主であるがために、場合によっては事故なんかも多いと聞いております。そのほか、性的暴行事件なども他国では、日本で言うタクシー業者と違い、件数で言うと50倍近くになるのではないだろうかというような数字も出ております。

現時点で国の方針が固まっていないところではありますが、ライドシェアの場合、個人事業主ということになるので、仮に事故が発生した場合、対応や補償も各運転手任せに委ねなければならぬというところがございます。

今後の国の動向を見ながらにはなるんですが、現在、さくらバスが運行しております自家用有償旅客運送を中心に、本山町の公共交通については考えていくべきかというところで考えております。現状、国のほうがライドシェアのところは明確な制度設計のほうが出ておりませんので、現状にある国の制度を使いながら、本山町の公共交通について考えていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）日本の中山間地域や過疎地では、ライドシェアが有効な交通手段として認識されているものと考えます。

現在、本町で運用されているさくらバスも、先ほどライドシェアの一つであると述べられております。そして、現在本町で運用されているさくらバスは公共交通機関のない路線地域、いわゆる公共交通の空白地域を補完するように路線が構築されていると考えます。また昨日、同僚議員の一般質問の中でも、本町の現状として、町内のタクシー事業者が日曜日が営業を休んでおると、また22時、夜10時以降も営業していないということが言及がありました。

こういった現在の公共交通の路線の空白地域、またこのような町内の交通事業者の営業していない部分を補完するというのも、今後検討する必要があるのではないかと考えておりますが、その点いかがお考えかお尋ねいたします。

また、あわせまして、公共交通空白地有償運送や、自家用有償旅客運送ということも含めて、今後の本町の公共交通はどうあるべきかについても併せてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君） 中西政策企画課長。

○政策企画課長（中西一洋君） 吉川議員のほうにお答えさせていただきます。

まず、空白地の補完をするというところがあります。現在、次期地域公共交通の計画策定に向けて取組を進めていますが、11月末にこの会議を開催し、計画の取りまとめと方向性を確認したところです。この前段におきまして、住民アンケート、地区別意見交換、関係者ヒアリングを行ってまいります。

ご質問の中でありました空白地、これは汗見川地域と推測します。関係者団体との聞き取り等を行っております。また、現在運行しております運行旅行事業者さんからも意見聴取を行ってききましたが、まだまだちょっと課題が多く、直ちに路線を構築するにはまだ時間を要するのではないかと考えております。

二つ目の日曜日の営業と22時以降のことです。この話につきましては、私も住民の方からも意見をいただきました。また、町内の飲食業者の方からも同様の声をいただき、最近のことですが、近隣の町村の飲食業の方からも同様なお話をいただいております。地域の産業の飲食業を守るという意味でも、活性化の一端を担うことにもつながるかと考えております。再度、その運行事業者さんにヒアリングを行い、現状の制度で課題を分析しながら、仕組みづくりについて少し研究する時間をいただければと考えております。

最後に、公共交通の空白地有償運行や自家用有償運行というところでの本町の公共交通についてというところですが、先ほど前段に吉川議員のほうからありましたライドシェアというものがございます。ただ、このライドシェアはまだまだ課題が私はあると言う認識でおります。安易にこの制度を、例えば導入というか、モデル的に取り組むというのは、まだまだ先かと私自身は考えております。

その上で、一番は、人口減少する本山町、中山間地域であります。まずは住民のニーズと、そして運転手の確保、事業者の確保というところと、それから安全管理と運行の管理というものをしっかり担保して、今後の本山町で言いますと運行経費、車両購入などのことも分析しつつ、現行のさくらバスの運用、自家用有償旅客運送制度を住民の移手段の確保につなげる形で進められないかというところで思っています。

本山町の公共交通を考える上で、私は守るべきは国が進める規制緩和ではなくて、住民の移動の自由というものを確保するべきだと考えております。その上で、やはり住民側の目線で本山町で、本山町に合った地域の交通の在り方について引き続き取組を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございました。

本日積み残したSDGs、CO₂削減につきましては、せっかく答弁書を作っていたと思っていますが、また次回の機会にさせていただきたいと思っています。

○議長（岩本誠生君）町長、答弁。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）すみません、話を戻して申し訳ないですが、先ほどの移住の5,000人の関係ですけれども、うちでは肯定ということで回答しておるということは今確認しましたので、説明しておきたいと思っております。すみません。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）肯定的ということでしたので、全ての答弁が一致しま

した。

では、積み残しは次回にさせていただくということで、これで私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生君） これをもって、9番、吉川裕三さんの一般質問を終わります。

昼食のため、1時まで休憩します。

休憩 12:03

再開 13:00

○議長（岩本誠生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中に引き続き、一般質問を続けます。

~~~~~

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政さんの一般質問を許します。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君） 皆さん、こんにちは。議長の許しを得ましたので、8番、大石教政、一般質問を行いたいと思います。

今回は、大項目で行政報告・諸課題、観光について、各種工事の進捗についてと出しております。

質問の前に、今、世界と平和が結びついておらにやいかんときに、なかなかウクライナ侵攻とか、またガザへの空爆等、侵攻等も起きております。やはり人類が戦争のない方向へ向かっていくということをせんと、なかなか国連も機能も十分できておれん。また、科学とかは快適な、やっぱり幸せな生活へ向かうのが、残酷な兵器とかに変わってきておる。非常に悲しいことと思われま。

その中で、日本は平和に暮らしておりますが、平和なときこそ、また平和教育が大事であり、本町なんかにおいても豊かな自然、人間性というふうに、しっかりと国際政治にも目を向けてやっていくことが大事じゃないかと思われま。国においても、しっかりと地に足の着いた政治をやっていくべきだと思われま。

それでは、大項目の1番目、行政報告や諸課題についての1として、チャレンジショップ事業のチャレンジャー成功のために、店舗の利便性向上に向けた駐車場や壁の整備対応ということで、非常にCafe Freeさんとかやまねこさんとか、新しい店舗で活躍されてやっております。その中で、やっぱり砂利がちょっと粗くて、歩くときも不便だし、また車なんかでも駐車するときも、石が飛んできたなら車を止める人も気を遣う、また店の人も砂利が飛んできたならガラスが割れやせんろとか、あとトイレとか行くときも、そのトイレのところが溝とか段みたいになっちゃったりもして、ちょっと歩く、トイレ行くにもちょっと危

険性も見受けられたりするので、せっかくいい店とかチャレンジャーの人が来てやっとなるので、やっぱりそういうところへ町としてもちょっとした配慮ですごくいいもののでき上がると思うので、ちょっともう一歩手を足しちゃったら本当にいいものになるんじゃないかと思われませんが、砂利も粗かったらちょっと砂か何か目潰しとか、費用もそう要らなくてできるんじゃないかと思われま。

また、壁の屋根をのけて、ちょっと白髪山じゃないけれども、山の形にちょっとこう、壁とか、2階が取り外して色が変わったみたいになって、そういうところもちょっとしたペンキアートやないけれども、何か工夫したらすごくいいものになって、すごく店の人もお客さんも、すごくいいねというものができるんじゃないかと思われまが、最初の一步、チャレンジャーの人が店に踏み出す、またお客さんも来やすい、利便性を考えるのが本当に成功、いいものに向けてできていくんじゃないかと思われまが、対応とか、成功へ向けての町としての取組支援等をお伺いします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）8番、大石議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

町なか活性化の取組の一つとして進めていましたチャレンジショップが、11月16日、フルオープンを行いました。現在チャレンジャーの方、頑張ってください。10月中のオープンを目指せるように、今まで議会でも説明してきておりましたけれども、若干遅れてしまいました。これは本当に申し訳ございません。

この取組に対して、地権者の皆様や商工会の皆様にご支援とご協力をいただきました。改めてお礼を申し上げます。

このチャレンジショップ事業を通じて、出店者の起業を支援するとともに地域の活性化や地域のコミュニティの再生、町なかのにぎわいづくりの創出など、一翼を担っていただくことを期待しております。町民の皆様、そして議会の皆様にもご支援をよろしく願いをいたします。

ご指摘の店舗の利便性の向上につきましては、若干手直しも行ってきておりますけれども、ご指摘をいただきました点、また手すり等の必要じゃないかという点もございませので、今後対応してまいりたいというふうに考えております。どうかよろしくお願いたします。

○議長（岩本誠生君）執行部、補足説明は。答弁ありますか。

田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）大石議員のご質問に対しまして、町長の補足答弁を申し上げます。

本事業につきましては、事業主体のほうは本山町商工会のほうが主体となっております、高知県の商店街等振興計画推進事業及び同様の町事業、2分の1ずつ活用した間接事業で行っております。本町のほうも運営委員会のほうに参画をしまして、協働で事業実施をしておるところであります。

ご指摘いただきました利便性の向上でありますとか安全対策、そのあとの部分につきましては、今後、人につきましては商工会のほうと共通認識をしておりますので、今後チャレンジャーでありますとか利用者のご意見を聞きながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君） チャレンジショップ、2店舗オープンしたことにより、皆さん、コーヒー飲んだり御飯を食べに行ったりと、やっぱり地域の人とか、町外からも来られているようで、非常に町の活性化、地域の憩いの場にもなっておりますので、利便性向上がまた特に大事と思われまます。

続きまして、②として、協力隊任期後のさらなる定住対応とか支援策のことで、協力隊が任期過ぎた後に仕事とかいうのが、やっぱり協力隊の人が卒業すればするほど、いろんな仕事の幅が狭まってくるか、だんだんと、仕事があるんですけども、そこにちょっとミスマッチみたいなのが起きておるんじゃないかと思われまますので、協力隊を卒業しても残りたい人が残れていくような、何か強力な手立てが本当に大事じゃないかと思われまます。協力隊とかで来てくれて、残ろう思うて仕事がない、いろんなことで残れん、家族とかで別へ去っていくということは、本町にとっても、次代が育ってみんなと顔なじみになったのに出ていかれるのは非常に大きい損失であり、協力隊の人は町内でもいろんなところ、町なかとかいろんな、山のほういうか、町内各方面に住んでくれるので、いかにおってくれる人を大事に残すということは、非常に大事じゃないかと思われまます。支援策とか、やはり協力隊の人、後々来てくれた人をいかに定住に結びつけていくかという、どういう支援というか、考えておるのかお伺いします。

○議長（岩本誠生君） 中西政策企画課長。

○政策企画課長（中西一洋君） 大石議員の質問にお答えします。

協力隊の任期後のさらなる定住対策、支援策です。今現状ある、まず補助制度をご説明させていただきます。

まず支援策として、地域おこし協力隊起業支援補助金というものがございます。内容は、協力隊が町内で起業に要する費用、経費に対して、その後押しをするものとなっております。本町への定住と町の活性化につながることを目的とした補助制度となっております。対象として、協力隊の任期終了日から起算して1年前と、協力隊員の任期終了日から1年以内というものとなっております。交付の要件としまして、協力隊が町内に居住し起業することと、事業としては町の活性化に資するということです。補助金につきましては補助対象経費の10分の10となっております、上限100万となっております。

協力隊につきましては、任期3年ということになっております。これまでで言いますと、定期的なミーティングというのは月一回行っております。そのほか、町として、協力隊として預かっているところも踏まえて、定期的な個別な面談なんかも行ってきておるところです。例えば、アウトドアにつきましては現在の事業をどんな進捗でやっているとか、個別の

話とか、そのほか商工につきましても同様なヒアリングをしているところです。

その中でも、課題というか、職場とか地域での課題なんかもそのとき聞き取るなどして、2年目から3年目につなげ、最終的には定住に向けてというようなところで、町としても協力できるところをヒアリングしながら、卒業のイメージを膨らませてもらうようなことで支援策として行っているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君） ちょっと補足の答弁をさせていただきたいと思います。

協力隊のほうの林業班のほう、現在6名で、林業の技術の習得等でご活躍をいただいておりますが、うち2名が来年度、3年を経過して卒業する予定となっております。せんだって、その2名に対しまして、今後の展開についてヒアリングをしたところ、引き続き本山町のほうに定住をして林業、自伐林家として一本立ちに向けて頑張っていきたいという意思表示を受けております。

先ほど中西課長が言いました起業支援事業等も活用しながら、また森林組合と事業所との連携で何とか自立に向けて、現在準備を進めておるところであります。

なお、林業につきましても課題としましては、やはり1年トータルでいかに仕事を担って、それを収入につなげていくかというところがなかなか不安材料もございまして、そのあたり今後、自伐林家、1人で単独でやるのでは限界があるということで、一定、現在、山番さんとか自伐林家が複数人集まって事業を展開している団体もありますので、そういうところにも参加しながら、そういうところに組織的に動くことによって幅広い仕事を受け持つことが可能となるということで、そういうところにも入っていただいて、また幅広い事業展開を目指してもらおうということになっております。

以上、補足答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君） 協力隊を卒業した後も、やっぱり本町で残って働いて生活したい、それで本町にとっても、やっぱり仕事があってもなかなか人手がない、特に若い働く人が非常に少ない状態なので、残りたい人がおる、それで片一方では求人が欲しいというふうに両方がかみ合っているんで、そこをいかに、町のほうも仕事のあっせんじゃないですけども、やっぱり町内に残って、町内の、みんなの町が戻っていく、せつかく若い人が来てくれゆうがの、やっぱり人材がうまく町へ残って、町内でも活性化し、人口増、町のみんなの幸せにつながっていくと思うので、残る人をいかに町内で住んでもらうて、みんなで回していく社会、町をつくっていくかというのが非常に大事な、来てくれている人、残りたい人を残す。なかなかいろいろ頑張りよったけれども、残れんけ、よその町へ出ていくということがないようにすることが非常に肝腎要と思われま。

さらなる支援とか情報提供、それと仕事が、特に本県なんかは賃金も安いですけども、そこを人情、温かみとかでも回していくとかいろんな、賃金なんかじゃやっぱり都会へ抜か

れると、行かれやすい面もありますので、来てくれた人にいかに残ってもらうか、それは課内挙げてみんなで協力し、町内の人とも協力していろいろ仕事をあっせんというか、年中生活できるようなことがないと、やっぱり残ってもらえん。特に家庭も持ち、子どもも育てていかないかん場合には、やっぱり生活、仕事が基盤になってくるので、そういう面もさらなる支援が必要と思いますが、何かあれば。

○議長（岩本誠生君）何かあればと言っていますが、答弁ありますか。なければならないでいいんですよ。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）ご指摘を受けた点について、地域おこし協力隊の皆さん、今活躍していただいておりますし、卒隊しても、本山町へ残って活躍してくれている方がたくさんおられます。定着率でも、県下ではもう本当に一、二の定着率になっていると思います。

なお一層、そういった協力隊の方がこの本山町で活躍できる場を保証していくという表現が適当でしょうか、残って活躍できるように努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）続きまして、③として、インボイス制度が本町の中小企業へ及ぼす影響とか、また支援等はどのように考えておるのか。

2023年10月1日より新しい仕入税額控除、また仕入税額控除が受けられない等あったり、生産流通などで各取引段階での二重、三重に税がかからないようにとか、また個人事業主等、売上げ1,000万円以下は入らない方が多いのではないかと等と思われそうですが、まだ10月1日から始まったところですが、取引止められたりとか、また値引きさせられたりとか、いろんな影響等も考えられますが、まだ1か月ぐらいですが、本町としてどのように捉えておるのかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）8番、大石議員のご質問に対しまして答弁をさせていただきます。

本年10月から開始されましたインボイス制度につきまして、本町の中小企業への影響ということで、本山町商工会のほうにちょっと聞き取りをさせていただきました。

現状、大石議員ご指摘のとおり、既にインボイス制度に加入をされた方からは、増える事務処理に大変苦労しておるといような声でありますとか、今後加入すべきかどうか判断に迷っておる小規模事業者もいるということでもあります。現状、このインボイス制度によって不利益を被ったというような声は、まだ届いていないということでもありました。

商工会のほうでも様々な相談が寄せられておるといことで、主なものにつきましては、特例など、この制度自体の内容についての問合せでありますとか、請求書、領収書の記載、インボイスによって増える事務的なもの、そしてインボイス制度導入によってパソコン、会計ソフト、レジスターなどの購入が必要になってくるというところで、それに対する補助金

等々、制度に関する相談があったということでもあります。現状、外手や時間、費用がかかるんですけれども、売上げが上がるものではないということで、この事務負担の増加が非常に苦勞しておるということでもあります。

なお、ちょっと小規模事業者について、まだ加入していない事業者も多くいるということで、今後にどのような取引に影響を及ぼすかという心配もあるということでもありますので、このあたり、商工会のほうでも指導等をいろいろしていきながら、取引に影響が出ないような対策を現在事業者さんとともに考えておるということでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君） インボイス制度は免税事業者からも税金を取るというか、要るようになる。また、売上げが伸びなくても費用、経費がかかる。結局、売上げが減少していくというふうな状態。大手企業とかは全然今までもやっているけど、どうこうないと思われませんが、やはり中小零細企業等には非常にこたえる制度ではないかと思われま。

本町なんかも、あまり大企業とかは少ないと思われるので、非常に本町の雇用とか、また今後事業の継続等にも関わってくるんじゃないかと思われ、非常に危惧されます。このインボイス制度と農家のHACCP制度というのは、本当に中小零細企業等を狙い撃ちしてくるような制度やないかと思われ危惧されますので、町としても商工会等と連携して、いろんな支援とか補助制度等あれば、積極的な情報発信とか支援が非常に大事じゃないかと思われまますが、何かあればお伺いします。

○議長（岩本誠生君） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君） 答弁をさせていただきます。

まだこの制度自体が始まったばかりで、課題は幾つか浮き彫りになっておりますけれども、まだまだこれからいろんな、商業者にとって不利益が出てくることも予想されておりますので、そのようなところ、また商工会事務局とも連携を取りながら、またできる支援策をまた検討していければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君） 続きまして、④として、中学校新体育館の利用計画等、この間説明があったんですが、新体育館も避難所等の利用も考えられますので、屋根にソーラー発電とかはつけておいたら、将来のためにもいいんじゃないかと思われま。また、この新しい体育館ができることによって、帰全の森の体育館も今以上にまた利用もできてくるんじゃないかと思われま。

体育館があることによって、雨の日とか寒いときなんか、体育館の中で運動とかトレーニングなんかでもできる、非常に健康に寄与しておると思われま。帰全の体育館なんか、中学生とか若い人なんか、体力づくりとかトレーニングをされたり、また高齢の方も運動とかかれて、非常に本町の健康増進になり、医療費用も下がっておるんじゃないかと思われま。

す。

帰全の体育館もジムとか非常に来られておるので、この新しい体育館ができたなら、また器具なんかもう少し増やしていってもいいんじゃないかというふうに使われておると思いますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）大西教育長。

○教育長（大西千之君）嶺北中学校の体育館の利用と帰全の体育館の利用についてということの二つがあったと思います。

体育館の整備につきましては、説明もさせていただいたところなんですけど、議員おっしゃるようにソーラーパネルの設置につきましては、現在の設計ではソーラーまでの設計には至っていないところです。

あと、避難所等の活用については、今後役場内で協議をして、どのようにしていくかというところになっておまして、まだ確定をしているものではございません。主に、やはりこれまで中学校の体育の授業でありますとか学校の集会、各種発表会、学校教育活動に利用していくということで使われていきます。

それと、帰全の体育館ですが、非常にいつも体育館の利用について見られているなというふうに思いました。今、若い方から高齢者の方まで体力増進、あるいは健康づくりで使っていただいております。トレーニングをしているという話を私も聞かせていただいたことはございます。引き続きPRを、あそこにトレーニング機器もあると、そして体育館施設もあるといったPRにつきましては担当課のほうでしていくと思いますし、町民の皆さんに、そういう健康づくりの拠点として使っていただければというふうに考えております。

器具につきましては、古くなったものについては、まだ入れたばかりですので見直しもしていかなどいかなわけなんですけど、場所の問題もございまして、器具の設置につきましては今回の質問でお答えすることはできません。よろしくお願ひします。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）中学校の専用体育館ができることで、移動時間なんか制限がかからんようになり、また帰全の体育館が空いちゅう、空いてないとかのいろいろ調整なしで使えていくというのは非常にいいことだと思います。

それと、よく休みなんかには町外の子どもたちも、合宿じゃないですけども、いろいろスポーツに来ておるので、ますます体育館ができることにより利便性が上がってくるので、積極的な活用で体力向上とか、高校の体育館も利用してもらって相乗効果が出てくると思われま。

続きまして、⑤として、世界では戦争で老若男女問わず貴重な人命が失われております。本町の平和への取組、やっぱり平和な社会の中で平和教育はできていると思われま。力とか武力とか持つと、その力、武力を過信して、やっぱり平和がおろそかになっていく。国の安全保障上では、今、大学等と防衛力等の協力等も起きているようですが、やはりこの教育、科学等を平和なほうへ持っていく、みんなが幸せに生きるための教育、科学じゃないといけ

ないと思われます。

これが今不幸にして、無人飛行機等とか、いろんなロケット、ミサイル等で、人を平和にする科学が不幸な使われ方、殺人兵器等になっておると思われます。ここをやっぱり日本も世界へ平和を発信していけるような教育づくりが大事じゃないかと思われますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）大西教育長。

○教育長（大西千之君）平和教育の取組でございますが、やはり何といたしまして、いろいろ生活、あるいは教育活動、いろんな活動の中で平和が一番大事であるものというふうに考えております。

平和教育についてでございますが、例えば小学校では、教科の中で平和学習、そういった授業を行っております、中学校ではそれぞれの国語、あるいは社会、英語、音楽など、そういった教科書による平和学習も年間を通して、その単元で行っているところでございます。それぞれの教科だけの学びにするのではなく、関連づけてすることで学びが深まったりしますので、平和学習の中でもそれぞれ関連づけて学習なんかもしております。教科横断的な取組もしているところでございます。学校では、引き続き平和教育の学習を進めていきたいというふうに思っております。

本山町としましては、平和教育推進事業としまして、平和都市宣言以降に平和の大使派遣の取組を実施してはございましたが、事業実施に当たって人が集まらなかったこと、あるいはコロナ感染で現在は中止となっております。本年度は平和関係団体の皆さんの協力をいただきまして、夏休み、プラチナセンターのロビーにおいて、戦争と人間というパネル展を開催したところでございます。パネルを見ていた親子の方が、あるパネルをしばらく見ている光景もございまして、非常にこういったパネル展、関心も高かったというふうに感じているところでございます。

次年度以降につきましては、確定はしてはおりませんが、このパネル展の計画、あるいは平和教育のバスツアーなども検討していきながら、やはり平和について考える、こういった機会づくりを進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とします。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）平和教育の取組、平和のすばらしさ、また自由、また平和であればみんなと仲よく遊べるというふうに、平和のすばらしさから入っていき、また戦争の悲惨な体験とか、また、戦争が起こっていない今の日本でも暴力等があったり、戦争以外で苦しめられていたり、日本でも本当に平和かというような問いかけもあつたりしているようです。平和のすばらしさを伝えながら、やはり平和の教育、世界の平和をリードしていく日本ということが非常に大事と思われます。

次の6番の産業振興センターは、昨日等も同僚議員等も聞かれていましたので、次の⑦の土佐本山橋完成時期と交差点右折時等の通行影響ということをお聞きします。

交差点による歩行者や自転車等の安全とか、また、朝日とか夕日、夕焼け時等の信号機の

見づらさ、また右折、左折時等に対向車、右折時等に、今までは横を直進の車が抜けたりしていきよったんですけれども、この新しい交差点になった場合には、交通の影響とかどのようになっているのか。早明浦ダムの工事車両も増えてきた場合に、空になった車が、ダム通って寺家のほうから橋通ってこの交差点へ出てくる。非常に日中の車も増えてくると思われませんが、影響等をどのように捉えておるのかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。

前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君）資料を配付をさせてよろしいですか。

○議長（岩本誠生君）資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 13:41

再開 13:43

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

資料配付が終わりましたので、前田建設課長、答弁を求めます。

○建設課長（前田幸二君）大石議員の一般質問につきまして、答弁をさせていただきます。

まずは歩行者、自転車の安全ということですが、今回の工事で、今まで自動車の通行する場所と歩道が対々になっているというようなところがありましたが、間に縁石が入りまして、歩道部分がかかなり整備をされていくので、歩行者や自転車通行の方の安全はかかなりよくなるとは考えております。

あと、朝夕の信号機の見づらさというところですが、そこに関してはまだちょっと確認ができておりませんので、そこについてはまた確認をして、警察のほうと協議をしたいと思っております。

右折左折、交通の影響ということですが、配付しました図面を見ていただきたいと思うんですが、現在、ちょっと色がつき過ぎて見にくいかもしれませんが、これが新しい交差点となる部分です。右上のほうに旧停止線と書いてありますが、ここが以前、旧橋に入るところの停止線でした。土佐町側は今の新しい交差点の真ん中辺りにありました。今回の橋の位置が変わることによりまして、交差点の位置も大きく変わっております。新停止線というところが2か所ありまして、本山側と土佐町側に、非常に今までは、この停止線間が広くて、旧の停止線へ止まって右折するときにかかなり余地があったので、皆さんが本当は道路じゃないところを、もう横を切って抜けていっておいりました。今回はちょっとコンパクトになっておりますので、新停止線、本山側ですが、ここの部分が、この新停止線になっている本山側のところは、道路幅としては、車両の通行幅としては3メートルですが、この縁石の部分までの間がプラス1.5メートルということで、車幅が車の通行可能の域が4.5メートルとなります。車両幅の平均としては、軽が1メートル48、中型の乗用車が1メートル70です。軽や中型の自家用車でしたら隣をすり抜けるようなのが可能になるように幅を広

げてあります。

あと、大型のトラックがたくさん、工事が始まって通る影響ということですが、ちょっと今のところはそこまで、どのような影響が出るかというのは、そこまではちょっと確認はできておりません。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 中西政策企画課長。

○政策企画課長（中西一洋君） 水資源機構のほうから情報をいただいたことがありますので、提供させていただきます。

ダム再生事業の工事に関して、以前、車両について話があったと思います。新たな施工業者さんと協議した内容のところを若干報告させていただきます。

バスマップというシステムを構築するようです。具体的に言うと、ダンプにタブレット端末を置いて、渋滞を起こさないようなことを取り組むようです。台数のところまでは具体的に聞いておりませんが、150台から100台近くまで落とすというか、車両については渋滞が起これないようなところになっていくと聞いております。

今回、交差点のこともあるんですが、そういった対策で水資源のほうは考えていくということ聞いております。改めて、また議会、また区長会などで説明があるとは思いますが。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政さん。

右折の件は終わりましたか、右折の関係も含めて。

○8番（大石教政君） 右折時は、歩道に縁石はあるけれども、それは車に支障がない縁石で、通られんけれども、通りよったら通れるみたいなということで。何か前は、新しい交差点になっても、前みたいに横を。これが、もう横を縁石もあつて通れんことになる、また朝とか、通勤ラッシュなんか、非常に消防署辺までずつつかえてきたりとか、また渋滞とかひどくなってくるんじゃないかとも思われますけれども。交差点は便利よくなりゆうけれども、渋滞はちょっと延びてくるような感じですかね。

あと歩行者等は、これは信号は歩行者だけ通る時間帯の信号やなしに、その通行方向で歩行者も一緒に通るといふ信号よね。まだできていないので何とも言えないんですけども。

あと、この道路ぶちの店とか家とかの出入りなんかは、その縁石等であまり不便にはならないような状態になっておるのか。仮の出入口なんかあつたときは非常に狭いように思うたんですけども、今度でき上がったときは出入りとかに支障ないぐらいは取っておるかお伺いします。

○議長（岩本誠生君） 前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君） 橋が開通して、今まで土佐町周りで結構大型車が通っていましたが、今、土佐本山橋のほうへ通行していますので、実際既にかなり車両数は増えていっていると思っておりますし、その分、車が混雑するということはあると思っております。それに加えて、工事の車がまた増えてくるということは認識をしています。

先ほど縁石の上をという話がありましたけれども、縁石の上をすり抜けなくてもいいように、本来なら3メートル幅の車道のところを1.5メートル増やして4.5メートルにしていますので、その区間ですり抜けができるという計算で設計はされていますので、あまり本来やったら縁石から向こうは歩行者のためのところなので、そちらへは危険なので入らないようにしていただきたいと思います。

あと、信号ですけれども、車と人の歩車の分離信号については、ちょっと今そこまで確認をしていませんので、また確認をしてさせていただいて、警察のほうとも協議をしたいと考えております。

それと、縁石部分が不便ではないかと、例えばお店のあるところや家の出入口にあるところが、段になると非常に出入りができないじゃないかということですが、縁石については元の設計では意外と縁石高いようにして、占めるような形の設計を組んでおりましたけれども、やっぱりそれではおかしいということで、地元といいますか、近所の方の指摘もされたのもあるんですけども、使いやすいように縁石については低い、人が歩く用の、またぐといいますか、通る用の縁石に変えていますし、大型のトレーラーのようなものが踏んでもいいようなものに変えてあるところもありますので、家のほうへの出入りについては一定確保できていると考えています。

以上です。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）交差点も幅を広く取って非常に配慮されていると思います。

あと、縁石も低いということで、ひょっと見づらかったらカラーでびかびか光るようながもしたりしても、低い分が安全対策になったり、また工事車両等も余計増えるようでしたら、交通量が多いときだけ歩車分離の信号等も、時間によったら朝晩ちょっと考えたりしても非常にいいんじゃないかとも思われます。非常に行き届いた設計になっておると思われますので、完成を楽しみにしております。

続きまして、2番、観光についてで、2の1として、農業観光体験メニューとして、草刈りなど簡易な農作業などを取り入れてはどうか。

人手不足対策とか、体験の草刈りツアー、ツーリズム、草を刈る人もあったり、あと草を集めて草でクロを積む体験とかすると、また非常にいいんじゃないかと思われます。今、草刈りも刈り飛ばしになっているので、草刈っても、刈った草が栄養になってまたすぐ生えても来るので、草刈ったのをまたくろに積んでおいて、それをまた畑とか田んぼとかへも返すとか、エコになって、やっぱりそういう体験が楽しい人も非常に多いかも分らんので、やっぱり今なかなか草刈る人出も少ないときに、何か体験料ももらって、お昼、昼食か弁当とかつけて来てもらって、草も集め、刈ってもらったり、交流人口活性化にもつなげていくというふうな取組も非常に有効じゃないかと思われますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）8番、大石教政議員のご質問に対しまして答弁をいたし

ます。

農業や観光体験メニューとしましての草刈りなど軽作業ということではありますが、現在でも農作業を取り入れた体験メニューとしましては、土佐天空の郷の生産者を中心に稲作の田植えや稲刈り作業等を実施をしております。その体験の終了後には、ブランド米の自裁、生産されたおむすび等を現地で食べていただいて、そういうことでは好評を得ておるといふところがあります。

また、汗見川清流館のほうでも、ソバを利用した収穫体験やそば打ち体験等も実施し、やはりそれも地元の出産等をトッピングして、楽しく食事をするので、これも体験メニューとして非常に有力なメニューということになっております。

これまでのそのような実績を見ていきますと、実際に体験作業した後でおいしい食事とともに、そういうことをすることによって稲作の成長でありますとか、体験したことに対する、食事を取って、体験と食が繋がって、非常に効果、成果があったというような、楽しい思い出として残るといふことでもありますので、今後もそのようなメニューは観光客に対してPRしていく必要があると思っております。

今回取り上げていただきました草刈りにつきましては、一つは草刈り機等の機械を利用したときの安全対策等、素人が取り扱うには危険性もあるというちょっと課題もありますので、なかなかちょっと草刈りというところだけ見ますと、ちょっと難しい点もあると考えておりますけれども、そういう体験をしながら観光に結びつける視点については、そういう視点で取り組んでいきたいとは考えておりますので、またいろいろアイデアを考えていければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君） 稲刈りとかそば打ちとか、楽しい体験もあり、その中で、また草刈りとか、やっぱり厳しい中山間の現状も見てもらう。それで、草刈り等は慣れた人が草を刈って、それを集めてもらってくろに積んだりとか、鎌とか構わん人には鎌等でも切ってもろったり、やっぱり中山間のしんどいところも体験してもらうということが非常に値打ちがあると思います。来て、収穫して何にも、よかったね、おいしかったねじゃなしに、やっぱりこれを収穫するまでには年に何回も草刈ったり、暑いときも草も刈ったりしゆうという。それで、そこで人手がおらんけん、なかなか今、刈った草をくろに積んでいくまでもやっぱりできておらんので、そういうのもしたら草が生えてくるのも遅くなる。また、刈った草を有機肥料とか、肥料でも使える。しんどいようなところも体験してもろたら、体験した人も、体験はどっこもえい体験ばかり呼んでくれゆうけれども、あそこやったらこういう厳しい体験ができて、これはよかった、こういう厳しいことがあるけ、おいしい米はできゆう、ソバができゆうんじゃねというふう非常に感謝されると思う。やっぱりそこを視点を変えて、せつかく嶺北の厳しい環境、自然の中を体験させられちゃらんのは宝の持ち腐れじゃないかと思われませんが、ぜひ取り入れるべきだと思いますが、体験メニューに組み込んでいくよ

うな取組は大事じゃないかと思われませんが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君） 答弁をさせていただきます。

私のほうは一般の本山町で観光客が楽しみたいという視点で最初考えておりましたので、なかなかそういう中で考えますと、草刈りで苦勞されて、それが受け入れられるかなというところもあったんですが、考え方をちょっと変えますと、企業さんなんか、そういう田舎のこの取組を研修する、学ぶとかいうようなところでは、そういう取組も一定理解が得られる可能性もありますので、そういうところとも、既に三愛オブリとの体験交流の中でも、いろいろ鎌で稲を刈ってもらったりとかいうような作業もして、やはり都会でおる職員さんから見ますと、非常にそういう体験が参考に、非常に大きな体験になったというような評価もありますので、そういうところから言いますと、そういう企業や団体等には、また展開も考えられるんじゃないかとも思いますが、また慎重に検討していきたいと思えます。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君） 今、草刈りツーリズムなんか全国的にはやってきているようなので、本町も参考とかにしたらいんじゃないかと思われま。

次、②として、健康増進と観光を兼ねて、町を挙げて町内でウオーキング教室等や参勤交代道の利用、奥工石山とか山道、立川のほうの砂利道利用とか、北山から汗見川等への山道の利用として、新たな観光メニューとしての山道利用の山岳マラソンとかウオーキング、また自転車競技等、積極的に取り組んでみてはいいんじゃないかと思われまが、また町内においても、さくらバス等を利用して、途中、上のほうで降りて歩いてきたりとか、いろんな健康増進とか、いろんなイベント等を起こしていけるんじゃないかと思われまが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君） 答弁をさせていただきます。

大石議員ご指摘のとおり、健康増進と体験観光を組み合わせることによって、新たな旅行の需要を呼び込めると私も考えておりますので、その視点は非常に重要であると考えております。

既にモンベルアウトドアヴィレッジを中心に、アウトドア担当の協力隊員が企画したまちなか歩きでありますとか、町内でのサイクリング等の取組が実績として成果を上げていける事例もございます。

そのようなところも反映させまして、今後、まちなか活性化委員会等の中でも論議を深めつつ、観光協会やモンベルとの連携の下、取組を広げていければと考えておるところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（岩本誠生君） 中西政策企画課長。

○政策企画課長（中西一洋君） ご質問の中で、さくらバスの利用というところがあり

ました。

具体的に言いますと、これまで公共交通の計画策定に向けて地域で意見交換をしております。ミニデイなどを中心に意見交換をいたしました。その中でも、ある地区から別の地区へとか行ってみようとか、例えば棚田へ行ってみようとか、そういった話がございました。そういった取組も一つきっかけになればと思っています。

それに応じて、どういった形でツアーができるかというのは今後検討はしていきますが、さくらバスの活用なんかも一つの方法だと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君） ウオーキング等をする、と、血圧改善とか心肺機能強化、糖尿病の予防等、非常に効果があると思われま。

それで、やっぱりコース図等、モンベルのところから沈下橋、病院のところ、沈下橋回ってくると2キロぐらいあつたり。あと、モンベルのところから国道を通過して土佐本山橋回ってくると、北岸回って戻ってくると5.5キロぐらいあつたりとか、いろいろ町内各地、いろんなコース図で、距離がどれぐらいあつて、カロリーじゃないけれども、消費もどれぐらいとか、歩いてどれぐらいとかいうのを町内各地でつくっておいてやると、非常に目安にもなり、これくらい歩いたみたいなの、景色も見もって、有酸素運動して歩くのは非常に健康にもいいので。やっぱりそういう案内板が町内各地にあると、非常にまた、ここを歩いてみよう、あそこを歩いてみようというふうになるので、それもあまり費用が要らないで健康増進に非常に寄与して、町内の財政負担も軽くなるんじゃないかと思われま。お伺いし。

○議長（岩本誠生君） 大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君） お答えし。

住民生活課は国保も運営してあります。そういう意味で、貴重な提言と思われま。

昨日、松繁議員の提案、地球温暖化の提案もありましたが、地球温暖化対策と森林環境税、これは一体ということでは、都会の方が本山に来て癒やしを求めると森林整備とか、まさにこういうことをやれていくことが地球温暖化対策にもなっていくということになります。それから、議員の言うような健康対策になるということで、区域編をつくる時には、ぜひこういうことまで踏み込んだ区域編もつくって、地球温暖化対策をやりながら、森林環境税も利用しながら、親しめるような総合戦略を立てたいと思われま。またよろしくお願いし。

○議長（岩本誠生君） 田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君） 補足の答弁をさせていただきます。

既にモンベルの協力を得て、この嶺北4町村の中ではジャパンエコトラックという制度の中で、本山町のほうでは清流と棚田の絶景を巡るルートということで、距離を何キロぐらいあるとか、標高差が何%ぐらいあるとか、主要時間とかいうようなメニューをつくって、

これは嶺北4町村で幾つかコースが設定されておりまして、それを全国のモンベルの施設で、そういうパンフレットを出していただいているというような実例があります。

ちょっとそれはサイクリングの比較的上級者向けのコースにはなっておりますので、本山町でも簡単に引合いにできるようなコース設定も、また今後モンベルさん等の連携の中では、そういうことも展開ができるんじゃないかというふうにも考えます。先ほども言いましたモンベルアウトドアヴィレッジでありますとか観光協会の連携の上、そういう取組にもつなげていければと考えますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）観光客の人、町内の人を巻き込んで、再々体験会みたいなのをやることは非常にいいと思ひます。

次、③として、祭り、イベント等で一時的な交流人口増や活性化になっております。継続的な事業の強化。

やはり祭りというのは地域コミュニティーの形成とかに有効であり、子どもたちも集まったり、またお年寄りの人も集まったり、非常に交流とか楽しんでおります。それと、やっぱり日本は夜でも安全であり、非常に祭りというのは友好感あり、触れ合いがあり、集客もあり、また地域の人々の販売等も非常にできておるんじゃないかと思われまひます。

その中で、やはり祭りに来るときに車等乗れゆといいんですけども、車等に乘っていない場合非常に祭り会場まで行く足の便がなくて、なかなか行きとうても行けん人も非常に多いんじゃないかと思われまひます。本町なんかの場合も、その祭りのとき等に、何か祭り会場の送迎とか、そういうことが祭りのときできると非常にまた活性化につながるんじゃないかと思われまひますが、この足の確保というのは、非常に絶えず足の問題があると思われまひますが、お伺ひします。

○議長（岩本誠生君）中西政策企画課長。

○政策企画課長（中西一洋君）大石議員の祭り、イベント等の持続的な事業の強化というところの中で、まず答弁させていただきます。

現在、まちなか活性化委員会の取組の一つとして、委員の皆様と協力をしながら、まちなかひな祭りを計画しております。時期は令和6年2月中旬頃から3月初旬頃までの期間で予定をしております。対象エリア的に言ひますと一区から三区になるんですが、民家や空き店舗、観光施設等にひな人形を展示して、委員の皆様と一緒に地元の住民の方のご協力をもらいながらひな人形を飾る計画で考えております。準備として、委員の皆様と展示するスペースの確保に向けて、家主に貸してもらえないかというような話をしたり、家の押し入れに眠っているひな人形を貸していただけないかと、そのひな人形を貸していただけないかというような話をして、開催に向けての準備を進めてまいりたいです。

イベントの内容につきましては、12月18日に委員会を開催するんですが、その中で具体的に検討していく予定です。今までのまちなかの活性化委員会の取組の基本計画の中では、幾つかソフト的なところでやってきた取組もあります。11月16日にチャレンジシヨ

ップが2店舗オープンしております。また周辺には、4月以降にお店を開いた方もおられます。その方々にご協力をいただきながら、期間内に同時イベントなどを開催するなど考えていきたいと思っています。

その上で、関係する方々を巻き込みながら、地域内外の方々の交流やにぎわいづくりで、町なかの活性化につながるよう委員の皆様と一緒に進めてまいりたいと思っています。その点、大石議員をはじめまして、議員の皆様にご協力、ご支援をいただきたいと思っています。お願いいたします。

足の便のことがありました。期間、先ほど約1か月ちょっとあるんですが、例えばさくらバスを利用して町なかに行って、町なかのほうへ来てもらうような取組もできる、取組というか、さくらバスを利用していただいて町なかへ来てもらうということもできるんじゃないかと思っています。また、町外の方につきましては、周辺というか、さくら市周辺にも駐車場もございますので、そういった情報発信をしながら、その期間、先ほど言いました交流とにぎわいづくりというものに取り組めたらというところで考えております。

このまちなかのひな祭り事業につきましては、これまでもやってきている事業ではあるんですが、持続的なイベントとするためにも、委員だけではなくて地域住民をはじめ皆様のご協力がなければ進むというか、継続していかないと考えております。ぜひ皆様と一緒に楽しめるイベントにしていきたいと考えております。

以上、よろしくご願ひいたします。答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）祭り、イベント等あれば、やっぱりいろんな人の出会いの場になったりもし、非常に効果が出ておると思われます。

次、3として、各種工事の進捗について。

①の439井窪工区は昨日も同僚議員が聞いたので、次、②として、十二所谷砂防堰堤工事完成時期と、今後堰堤工事がミナミダニとヨコイ、2か所やっていくというふうに聞いておりましたが、どういうふうになっておるのか。やっぱり土石流による土砂災害被害防止等、非常に安全・安心になろうと思われそうですが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君）9番、大石議員の一般質問につきまして、回答させていただきます。

十二所谷堰堤工事につきましてですが、十二所谷の堰堤につきましては、今年度で堰堤部分の工事は全て完了となります。ただ、工事のための仮設道を堰堤の下流部に整備をしております、それについては6年度に仮設のままになっていますので、整備をして終わらせるという方向で聞き取っております。

その隣接にある本山谷川堰堤工事につきましては、これも工事用道路の用地の取得を進めているということで、なかなか登記ができていく名義の土地があるということで、ずっと県土木のほうで法務局と協議を進めているということでもあります。

最後の一番下流部分の谷ですけれども、まだそこについては順番にやっておりますので、本山谷川等が終了してからということになっております。

また、県土木関係で、堰堤がもう一か所別の計画がありまして、それも進めているようがあります。上関の公民館の山手のほうに計画をされていまして、仮称のようですが、上関谷川堰堤工事ということで、今年度は工事用の道路と管理用の道路の設計をし、地元の説明会も行うということです。6年度は測量設計と用地について進めていく予定となっていると聞いております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）十二所も終わって、順番に完了に近寄っている。また、仮設道も利便性のいいように、町も協議してやってもらえたらいいと思います。

次、③として行川堰堤工事で、大型工事車両通行というと影響等ということで、堰堤工事でも本格化すると、やはりミキサー車等大型車両も通行が増えてくると思われます。車等は手前で警備員の人がついてよけたりしておりますが、歩行者等とかバイク、シニアカーの人なんかも通られると思いますので、安全対策。それと、やっぱり道路も大型が通ると非常に道路も傷んでくると思うので、維持補修等も大事じゃないかと思われしますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君）9番、大石議員の一般質問につきまして、回答させていただきます。

行川の堰堤工事についてのお問合せですが、現在の予定としましては、週に一、二回程度、大型の、主に10トンのミキサー車ですが、通行する予定であります。今まで同様、通行時には一般車両への影響を緩和するため、ガードマンを4名から6名配置、あと案内看板などを設置して対応しております。工事施工業者から通行日の日程が送られてきますので、事前に注意喚起の告知放送を入れているところであります。

ガードマン等で安全対策、一定できているとは思いますが、取組の前には、こういうガードマンの配置とか通行の時間を調整するとかいう前には、結構渋滞になったりとか、ちょうどスクールバスなど行き会ったりして、何台もつながったりしたことがあったようですが、その後は支障があったという報告は今のところは受けておりません。

また、道路の維持補修ですが、当然大事な道路ですので、地元の皆さんからも道路が傷んでいるところについては補修をというようなお話をいただきますので、ほとんど県道ですので、県のほうに要望で上げて、一緒に現場で見てもらってというようなことを行っています。

また、この工事による車両の通行のため、なかなかすれ違いとかよけ合いができないというようなことがありまして、県道磯谷本山線整備促進期成同盟会というものが北山東、西、あと上下関等で同盟会を結成をしております、県道の改良の推進のため、県土木事務所などに要望をしております。今年度は3か所道路の、小拡幅ですが、水路をつけたりとか、ア

スファルトが切れているところなどを整備をするようにしております。また、開業に向けて、令和6年度には調査設計の費用を獲得するというので、土木事務所のほうからは言われております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）あと2分ですので、制限時間までね。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）行川堰堤工事も本当に大事な工事とされますので、その大事な工事に行くのに、歩行者とかシニアカー等、見えづらかったり、やっぱり車だったら分かりやすいけれども、人とか歩きよって、途中、警備員の人のおる中におったりした場合に非常によけたりするのも危ないとも思われますので、やっぱり安全喚起というか、周知徹底して、事故が起きたらやっぱりいかんで、事故のないように安全に努めることは大事であるし、非常に説明の文も以前に工事、いつ頃は通るとか、予告なんかも出すことは非常に大事で、防災無線もぎっちり聞いちゃったらええんやけれども、やっぱり聞いていなかったら分からん場合もあったりするので、注意喚起に気をつけて、よりよき本山町、よかったね、明るいまち本山町というふうに、みんなで力を合わせて盛り上げていくのが非常に大事と思われま

す。それでは、8番、大石教政、ちょっと時間も残っておるようですけども、これで一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）これをもって、8番、大石教政さんの一般質問を終わります。

ここで10分間休憩をします。

その間、議長交代いたします。

休憩 14:31

再開 14:40

○副議長（澤田康雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生さんの一般質問を許します。

10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君）議長よりお許しをいただきましたので、10番、岩本誠生、一般質問を始めさせていただきます。

初めに、議長にお許しをいただきたいのでありますが、通告をいたしております順番を時間的な配分の関係で若干入れ替えたいと思いますが、よろしゅうございますか。2番、3番を先にして、次、1番、それから最後の時間があれば4番という形に組み替えたいと思いま

すが、よろしゅうございますでしょうか。

○副議長（澤田康雄君）はい、分かりました。

執行部、そのようでもよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○10番（岩本誠生君）議長より順番の変更をお認めいただきましたので、早速質問に移りたいと思います。

前口上は時間の関係があつて一切申しません。直接すぐ質問に入りたいと思うんですが、本町のまちづくりについてということでの質問であります。

今、本町はまちづくりのためにいろいろな工夫をされたり、それから、いろいろな対策を講じられているところでもありますけれども、今までのまちづくりの在り方というのは、例えばワークショップをやったりとか、それから検討委員会を立ち上げたりとかというような形でやっておったと思います。それとまた、あるときにはコンサルに計画を依頼したりして、外部の知恵を取り入れながらのまちづくりをやったということでもあります。

しかし、ずっと全国的に見てみましても、コンサルを入れてやった地域活性化とかまちづくりというのは、意外と成功していないというふうに言われています。なぜかといいますとどうしても都会的なセンス、考え方でもってやっておるために、計画そのものは実に立派に見えるけれども、現実を知ってその地域に合うたプランが出てきていないというふうなこともあります。ですから私はまちづくりとか地域活性化の考え方というのは、やはり手づくりの職員の皆さんたち、それから、住民の皆さんたちによる手づくりによってつくられたものが一番効果的であり、現実的でないかというふうに思うところでもあります。

そこで、町長は方針の中でまちづくりを挙げて、特に町なか活性化ということで町なかの活性化を現在進めているところでもありますけれども、しかし、これは、ただ私は一部分的な活性化でないかと思うんです。もっと大きい形で本山町全体のまちづくり、だから新庁舎もできたわけでもありますので、この新しいまちづくりをどうしていくかというビジョンをやっぱり持って、それを住民、それから議会等にも示すべきじゃないかと。町長の考え方というのは一体何ぞやということを示すべきではないかと思うんですが、町長のまちづくりに対するビジョン、考え方について、まずもってお聞きしておきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）10番、岩本議員の一般質問にお答えをします。

本山町では行政執行に当たり基本となるものは、令和2年から令和11年の期間で定められた第7次本山町振興計画というものがございます。これはもう10番議員のご指摘のとおり、コンサルを入れずに手づくりでつくったものでございます。これを基本といたしまして、その他の計画、例えば過疎計画などを策定しておりますし、いろんな戦略などについても策定してきたところでございます。また、各種の事業推進に当たりましては、議員の皆様にご相談もし、また、委員会やワークショップなどにより住民の皆様のご意見、ご提言を

いただき、個別の計画やビジョンに基づき政策に取り入れてまいりました。

町長として、町全体のまちづくりビジョンが打ち出せていないのではというご指摘だというふうに思います。また、これは言い換えれば情報発信が弱いということをご指摘いただいておりますというふうに思います。町長に就任しまして2年が経過しようとしておりますけれども、今議会で多くの議員の皆様から、公約に示したまちづくりに取り組んでいるのかというご指摘もいただきました。こういったまちづくりの取組と今まで示してきた所信に戻るとともに、施政方針などで積極的な情報発信に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君） 答弁をいただきましたけれども、今まで示していないということでの認識はお持ちだということでございます。これは確かに住民の皆さんの声を聞くということは重要なんです。しかし、ともすれば声がないからしないんじゃないかというふうに、逆に受け取られる可能性がある。だから自分からどんどん発信をしていって、自分はこうしたいんだけど、どうだろうかというようなリーダーシップを持ったやはり取組をしていかんと、私はいかんとします。これはまた今後の対応として町長にお願いをしたいと思っております。

それと、もう一つはこの前からずっと地域づくり、地域活性化の本をずっと読んでいますけれども、専門家の本によりますと金を入れた、予算をようけ取ってきた、それで活性化が成功しているかというところ必ずしもそうじゃないと。何が大事かというところ、それを使う人の問題だと、人をいかに育てるかということが問題だと。人の育てているところは金がなくても地域の活性化に成功している例があるんだと。当然国の補助金とか交付金とかを受けて事業をやらないと、なかなかできないわけですけども、それが来ても、それをよう使い切っていない。政策的にも、それから企画力とかいろいろ実行力とかを含めて、人が育てていないとやはり活性化は難しいと、こういうふうに言われていますので、これから一層職員の人づくり、また、そういう面での力を入れていかんと、活性化にはつながっていかないとということをおっしゃりたいと思っております。

次に、もう産業振興のものの方へ入っていきますが、産業振興では私が議員になりましたからずっと、先輩議員が6次産業化ということをやっていると、議会のたびに町の執行部に話をしておりました。農業の6次産業化、これについてなかなか町としては、それを取り上げていこうという姿勢が見えなかった。話は聞くけれども、実際将来産業振興のために6次産業化をやっていこうということが見えなかったのが、最近徐々にそういう動きが見えつつあるということはあると思うんです。

そこで、6次産業化の基本的な考え方として、まず、6次は3次、2次、1次という、これを3掛ける2掛ける1は6という考え方があるようです。これは国が六次産業化法という法律で示されておるやり方で、まず原料供給者である農畜産業の地位より、まず先に流通

とか販売事業を中心にやっていこうという6次産業化であると。しかし、これは我々のような地域にあってはふさわしくない。まず1掛ける2掛ける3の6次産業化を、この地域的には目指すべきじゃないかとかいうことで、先輩議員もしきりにこの件については議場でいろいろ質問をしておいた記憶があります。

私も同様に6次産業化を図って行って、まず地域に密着したやはり産業を興していかないかんというふうに考えておりますが、まず町長の見解を承っておきたいと思っております。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）私も1掛ける2掛ける3、いわゆる原料の生産から製造、そして販売という今、汗見川のシソの関係でも、地元で安心・安全な方法に十分配慮されてシソの生産に当たり、それを加工してシソジュースやその他の製品を作られておりますけれども、そういう形で製造し、そして販売していくということで、そういう取組につながっております。

その他の「天空の郷」米もそうですし、様々なものもやはりそういうふう加工し、販売していくというところまでつなげないと、やはり中山間地域では非常に耕作面積の狭い中で、なかなか原材料だけの販売というのでは厳しい面もございますので、そういう取組を6次産業化の取組、やっぱり積極的に取り組んでいきたいというふうに私も考えております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君）町長のお考え方を承りました。

この件については、また場を改めて議論を深めてまいりたいと思っております。

次へ進みます。

次、畜産業をちょっと入れてはいますが、畜産業の振興の関係で前に決算審査のときにお話をしたと思うんですけども、畜産市場で50万で牛が売れよったと。しかし、思ったより非常に低い価格だったと。ところが土佐町は50万と同じ50万で売れているのに、14万の補助金がついていると。しかし本山はつかないということ。この差は一体何だという話が出ておりました。これは制度としては前に本山にもあったということでもありますけれども、本年度はそれがなかったということなんですが、町長、これはやっぱり同じ市場で同じ状態で牛を連れて、同じ価格になつた場合は、これ格差はやっぱり感じますよね。その場におった場合。これ政策的にやっぱりもっと持続をさせた形で、畜産業の振興のために支援をすべきじゃないかというふうに思いますが、答弁を求めます。

○副議長（澤田康雄君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

畜産業におきまして、家畜市場等でコロナの影響でちょっと価格が下がっている時期があったということで、これ、昨年度にはコロナ交付金を活用しまして、土佐町と同様に50万円を基準にそれより下落した価格で販売した場合、本町も通常は2万円が子牛価格安定基金で助成されるんですが、それにさらに12万円までを拠出して価格安定化保証制度をしておりました。本年度、令和5年度につきましては、子牛価格が若干上がり基調であった

ということで、本町については継続を見送り、土佐町は継続していったということで、議員ご指摘のような状況が生まれております。

畜産農家のほうに伺いますと、雌牛とかのところではやはりまだまだ価格が低くて、その部分で土佐町と本山町で格差が生まれておるといような状態でございます。ちょっと来年度に向けてそういう状況を踏まえまして、また再検討していきたいと考えております。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君） 制度としてやっぱりかっちりしたもので、畜産業の支援に当たっていただきたいと思います。

せんだって高知新聞に読者の広場で、牛を飼っているお母さんの話が出ておりました。私、非常な感動を持って読ませていただきました。そうやって農家を、農業を営みながら牛を飼って、1頭でも飼っていく。そして、それを楽しみにする。そういう人たちも今までずっと畜産業を支えてきたわけでありまして。ですからそういう意味で全体的に見た場合に、畜産業というのは予算的にも非常に低い状況であります。周囲の状況を勘案しながら、畜産業の振興にお一層力を入れていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

次に進みます。

3番、教育関係についてです。

本議会の冒頭で、町長のほうから行政報告で嶺北中学校の体育館の建設についてということで報告がありました。6年度内の建設、完成と、それから、建設事業費が4億6,400万何がしということでありました。

しかし、この4億6,000万というのについては、非常に財源的にしんどいんじゃないかというふうに思うところでありまして。そこで、内容等についてはもうお聞きしておりますからいいとして、財源対策ですね、をどのようにお考えになっているかということを中心に、あまり詳しくは要りません、簡単にちょっと説明をいただきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君） 執行部、答弁。

大西教育長。

○教育長（大西千之君） 10番、岩本誠生議員の質問に対し答弁を申し上げます。

嶺北中学校屋外体育館の建設事業費についてでございますが、工事費につきましては4億6,421万1,000円を議会に提案しているところです。予算としまして、内訳で5年度に国の交付金が2,816万2,000円、起債3億6,010万円、一般財源が7,594万9,000円で、計4億6,421万1,000円で体育館の事業費となっております。

令和5年度につきましては、この予算で提案させていただいておりますが、令和6年度にこの体育館の分で国の交付金が交付ということになっておりますので、6年度に6,454万6,000円、入ってまいります。また、6年度に起債も1,140万を起こしますので、その合計7,594万6,000円、計算でございますが、令和5年度、本年度の予算に、一般財源の予算に充当を考えておりますので、一般財源の圧縮はできるものと思います。た

だし、起債につきましては最終3億7,150万、現段階ではございますが、そういった計算になっております。

以上、事業費の説明とさせていただきます。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君）よく分かりました。

結局4億6,000万のうちで交付金と言われるもの、すなわち補助金に該当するものが6,000万と、最初2,000万と言いましたから、8,000万ですか、足したら。これ考えてみますと非常に補助率とか交付率が低いんですね。特に文科省の設備に関する補助または交付の率の基準額が低くて、実際3分の1といっても6分の1ぐらいに落ちてしまうぐらい、事業費の、低いというふうにお聞きしています。これ、やはり中高一貫については県の教育方針にも基づいて嶺北中学校を設立して、同居型の一貫教育をやっているという考え方からして、やはり県にもこれに対する支援を求めるべきじゃないかというふうに私は思います。

ですから町長、これをなるかならんかは別として、本山町の財政状況も話して、県の支援もお願いすると。これがもし駄目だったら、例えばまだ中の備品とか、それからほかのものなんかもあると思うので、そういうものも補助対象になっているはずですので、それに対する補助ぐらいを県に見てもらうとかという形で、ちょっとご努力をいただくというそういうことによって、財政のできるだけの確保をしていくということが必要かと思うんですが、町長、これについての答弁を求めます。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）なかなか教育施設というのは制度に基づいた整備を進めておりますけれども、今、ご指摘のありました備品なども含めまして頂ける支援については、これは教育委員会とも協議をしたいと思っております。県の教育委員会とも協議したいと思っております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君）過日ちょっと知事ともお会いする機会がありましたものですから、そこらあたりの私も財政事情をお話しして、ご支援をいただきたいという依頼はしておりますので、町長が行ってそういうこともまたもう一度やっていただくと、それなりの成果はあるんじゃないかというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

次に、中学校の体育館はまあええとして、次、一貫教育の問題ですけれども、これ昨日ちょうど高校の運営協議会というのがありまして、ちょっとそこに参加をさせていただいて、令和5年度の学校評価のアンケートという子どもたちと、生徒さん方と保護者と、それから教職員とがそれぞれアンケートに答えた集計が出ておりまして、まず、この中で中高一貫教育は機能しているかという問いに対して、79%の生徒さんが「機能している」と答えています。これ前年度から比べたら大きく伸びている。前年度は58%だったですから、かなり%としては伸びている。保護者のほうも65%ぐらい、これはあまり機能しているかどうか

かの問いについては変わっておりません。

びっくりしたのは教師の、教員、教職員の考え方が全然変わってきている。教職員は前年度が59.1%だったのが、今回は85.7%と中高一貫の機能が機能しているというふうに答えています。これ、先生方の認識がそれだけ深まったということは非常にありがたいことでありますけれども、ただ、先生は高校の先生でありますので、嶺北高校に子どもたちが嶺北中学校からどれだけ来るかということも、これから重要なことなんです。ですから教育長、ここらあたり中高一貫というのは、最終的には嶺北高校にどれだけ子どもさんが来ていただけるかということも含めて、考えていかなければいけないことでありますので、取組について今後とも教職員、それから保護者を含めて頑張っていただきたい。

それと、それに伴って結局嶺北高校の野球部の問題もあって、野球部の基礎になる中学生の野球部が土佐町中もそう、本山、嶺北中もそうですが、非常に人が少ない。だから両方で連合チーム等を結成して、まず嶺北高校へ野球部として来れる母体をつくってかないかん。それが今できていないということは非常に残念であります。これについて昨日の同僚議員の答弁では、方法をちょっと考えているというような話でございましたが、簡単に、これも簡単に結構ですので答弁をいただきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）大西教育長。

○教育長（大西千之君）お答えします。

現在、部活動では部員数の減少によるチーム編成ができない場合、合同チーム方式といった形で競技への参加を認めていただいて、そういった場で活動をしております。現在まだ協議をしている段階ですが、原則近隣の学校エリアとした拠点校部活動方式による、拠点となる学校に部活動があれば参加できる方式の協議もされているところです。ですから今後、県とも協議をしながら情報収集にも努めまして、内容を確認して学校や保護者と協議を進めていきたいというふうに考えております。

この場合、拠点校となる町村との協議も必要になるというふうに思われます。議員もおっしゃられましたように、中学校から高校へと継続した運動部があることは、中高一貫した取組にもなりますので、嶺北高校の進学として選択する一つになると思います。協議については進めてまいりたいと思います。

答弁とさせていただきます。

○副議長（澤田康雄君）10番。

○10番（岩本誠生君）ありがとうございます。その件についてはぜひともよろしく願います。

それと、これも前から、もう5年ほど前から言っていましたのでお忘れじゃないかと思うんですが、高校の寮の、れいほく未来協議会、嶺北高校の寮ですが、あそこへもう何の建物やら分らんので、看板とか案内表示板を、これ何回も言ってきたんですが、これはもうつけませんか。これはうちの行政じゃないから向こう、一般社団法人でやりよるからうちの組織じゃないけれども、これ、あそこができる前から、あそこへはやはりそういうものをつけ

で、ちゃんとあそこは住民の方も利用するわけだから、交流センターとしての役目を果たさないかんわけだから、きちんとするべきじゃと言ったら、はい、分かりましたと言ったけれども、分かったまま5年間たちましたが、これ、するのかしらないのか。これが最後の質問です。これは次からもう絶対しませんので、どうするかだけ言うてください。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

中西政策企画課長。

○政策企画課長（中西一洋君）10番、岩本議員のご質問にお答えします。

やります。経過として法人スタッフと意見を取りまとめる中で、生徒、保護者のほうからの防犯上のことがありました。最終的にこの施設、地域住民等と交流スペースもあることから、案内板の設置に向けて取組を進めていくというところで、今、再見積りを取っているところです。直ちに再見積りを取っているところなので、発注に向けて取組を進めていきます。以上です。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君）見積りをというても言っていたんですけども、再見積りと言っていますんで、一応、前の見積りをほな取っておったということだと思んですけども、しかし、もう取っただけではいかなの、やっぱり。できないといけないんで、周囲の山も切って明るくなったと、見やすくなったということも踏まえて、何とかその実現を期していただきたいと思います。

それでは、1番目の質問に戻りまして、町長の行政課題等への取組についてということで、ここにはちょっと時間をかけてゆっくりにお聞きいたしたいと思います。

町長の職というのは、やっぱり覚悟と責任を問われる職であるというふうに言われております。しかしながら責任を問われることを恐れて覚悟をしないと、覚悟を持たないというのもこれは困ったものであります。まず、そうはなってほしくないというふうに私は思うところであります。

いろいろのものの本によると、市長という一つの職柄には三つの能力が必要だというふうに言われています。まずは表現の能力。具体的にどうするかを的確に示すこの表現力。それからタイミングを外さず決定する決定の能力。それから3番目に正当化の能力といいまして、自治体としてあることをやるかやらないか、また、どの程度までやるか、そして、それを説得力を持って表現できる能力。これを正当化の能力というふうに言っているようであります。これ以外にもたくさん能力の要求はあると思うんですが、大学の先生によると、こういうような能力が必要なんだということを論文で述べられておりました。

私はそういうことも踏まえて、ここでまず町長の見解をいろいろとお伺いしてまいりたいと思うんですけども、町長は冒頭、先ほども言いました行政報告で令和6年度の予算編成方針を述べられました。予算編成方針。そして、その中で上には国とか県の基本方針的なものは羅列してありますけれども、本町として国や県の動向とか社会情勢に注視してという書き方をして、具体的なことを示されていない。本町の人、これを読んだら、予算編成方

針って一体何をやろうとしているのかということが伝わってこない。

これ、もうこれから3年目を迎えるわけでありますので、私はこの予算編成方針の中では自分の政策を実現するために、これとこれとこれとはどうしても令和6年度でやりたいんだと、これについての予算編成を重点的にやっていくんだということを示すべきじゃなかったかと。3月の当初予算を計上するときに施政方針で言っても、もう既に遅いですわね。もうやることをやっているだけです。どういうことをやりたいのかということ、この予算編成方針のときに示すべきじゃなかったかというふうに思います。これ素直に申し上げておる。それが欠けておったんじゃないかと。これはやっぱり認めるべきだと思います。

これ今後いろいろな機会を通じて、この予算編成方針に係る来年度予算については政策的にはこうするんだということ、議会にもあらゆる機会を通じて来年度予算の方針を示していただきたい。それ住民にもそれが伝わるような、やっぱり方法を考えていただきたい。そうすれば来年はこうなるぞというような考え方がそこに生まれてきて、将来の希望とかそういうものができてくるわけですね。そういうことをまずここでは申し上げておきたいと思う。

そこで、次に、行政報告の中で更新住宅についてということが述べられておりました。これは同僚議員もこれには触れておりましたが、私この町長の更新住宅の行政報告について、ちょっと町長、勘違いしているんじゃないかという部分が何か所かあります。それはどういうことかといいますと、更新住宅事業というものの捉え方で、改良住宅の老朽化に伴う建て替え事業として平成28年度から住宅建設に着工し、令和3年度までに住み替えに必要な40戸を建設しましたと書いています。これはまさにそのとおりであります。事実関係からいえば、建て替え事業として。

次であります。一方、地元地区委員会との話合いの中で、住み替えに必要な戸数を上回る50戸の住宅を建設する約束であったとしてと、こういうようなことを述べられておりました。これはおかしいですよ。なぜおかしいか。50戸を造るかどうかということについては、町のほうから調査をした上で居住している人たち、改良住宅に居住しておいた人たちを調査した上で幾ら必要かということの設定をして、基本計画実施計画で50戸を造りますということを地区に対して提示をしたんであって、このまま、町長の言葉どおりとすると40戸ということなのに50戸を建ててくれという約束があったというて、地元から強い要望を受けているんだというふうにとられる、取るような表現なんです。

違うでしょう、これ。町が50戸を建設しますとして提示をしたものであって、だから町長はいみじくも令和4年3月の予算減額のために、50戸を40戸に変更するものではないと、これはあくまでも予算の減額であると、こう述べていたわけですよ。ですからこの部分は、ちょっと私は町長の書き過ぎか、書き過ぎというか言い過ぎか誤解かということ指摘せざるを得ません。

それから、次にもう一つ、これを、更新住宅を完了していないということについて対応に苦慮しておると、非常にご苦労をかけておるといようなことで、苦慮しているという表現

を使われました。これは決して町長に対して文句を言っているわけでも何もない。なぜこうなったということが明確にされていないから、明確にするべきじゃないかということ、議会としては特別委員会を立ち上げてまでやっていますよね。だからそこらあたりをちょっと表現的に私は問題があるし、それから、更新住宅事業として40戸を上回る住宅の建設ができないことを確認していますと、これは同僚議員の質問の中で県に確認をしていますとこういう話だった。

ところが、県に確認したときに私も実は同行いたしました。県に。県は40戸しか建ててはいけないという発言は一切していません。40戸しかいかんぜよとは言っていない。40戸でもう完了しましたと、もう40戸しか建てませんという書類が県を通じて国へ行っている。こういうことを根拠にして、もう40戸しか要りませんということ、国へ出しちゃうから、40戸以上は建てない、建てられませんよという話であったわけであって、住み替えというものの考え方からすれば、確かに最初の50戸は住み替えですよということで建てた。

しかし、これ普通の住宅政策とは違っていたということに、皆さんもお気づきだと思うんですけども、普通の住宅建設は誰がどう入るかなんていうのは、調査して建てていないんですよ。大体想定して財政事情も考えて、10戸ぐらいのマンション形式でもいつもは建てて、それから入る人を募集しようかなという形式。今回の更新住宅はなぜ徹底してアンケートまで取って戸数を設定したかということ、実施要綱がありますけれども、実施要綱に住み替えに必要な数以上の建設をなさいと書いてある。町長、ここ大事ですよ。以上の計画をなさいと書いてある。

すなわち住み替えるかどうか分からんようなものを建てられんから、本当にかっちりした住み替えに必要な数値を確保しておいて、そして、これで建設をしますよということを出しているわけですから、これは当然この50戸というのを国に出したのは、住み替えに必要なものとして出したという判断をするべきであって、当初から40戸という数字はなかった。

そこで確認をしましたね。建設が複数年次にわたるから、いいですか、亡くなる人が出てくる、または途中どこかへもう引っ越しよという人が出てくるか分からん。そんなときはどうしますかという確認をしたところ、本山町の方針としては、それは公営住宅として一般募集をしますのでそのままの計画で建てますと、こういう言ったのであって、地元から強い要望をして50戸を建ててくださいと言うたものではなくて、実態は本山町が50戸建てますよというて、なぜ建てないかという理由を言わなくて、今日まで来ているというのが実態じゃないかと私は思うんですよ。町長、そこら辺の町長が述べておる行政報告と私の今述べた見解と、どのように比較してどのような考え方を持っておるか、お考えをお聞きしておきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を願います。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

昨年3月議会において令和3年度予算を確認した際に、これ、もう繰り返しになるので時間を食ったらいけませんけれども、事業実施と予算の整合性が取れていないということを確認し、3月議会において減額補正をさせていただきました。前町長からの引継ぎ等もありましたが、事業実施と予算の整合性のないことについては私も疑問を持ちました。

その後、先ほどの50戸の考え方ですけれども、地元地区委員会から町からは50戸を建てるという説明を受けたということで、この行政報告と少しやっぱりニュアンスは違うと思います。町から50戸を建てるという説明を受けたと、それに基づきそれぞれの事情に考慮して入居配置もしてきた経過があると。一方的な戸数の変更は納得がいかないというご意見をいただいたということで、50戸については町から50戸を建てるという説明を受けたということでは、地区の地元委員会の話の中でもそういうふうに確認をしております。

この苦慮したというところでございますけれども、私も基本計画を立てたときに住み替え、老朽化した改良住宅にお住まいされている方の、建て替えという考え方を持っておりました。そういう意味では住み替えという認識が私の頭の中にはございました。また、そういうこともございましたので、これは非常に苦慮してきたというところは、どういうふうに解決すべきかということについては、非常に苦慮したということではございました。

それから、県に更新住宅事業として建て替えでございましてけれども、県との話合いの中でも理由が立たないだろうということで、それは今、岩本議員が言われたとおり、40戸で報告しておるのにこれを増やすというのは、理由が立たないんじゃないかというようにご指摘を受けたところでございます。そうしたらどういふふうにご問題を解決するのかということについて、私なりに頭をひねってまいりました。やはり40戸を上回るものについては、先ほど質問にもありましたけれども、一般住宅として活用していくんだということでございましたので、更新住宅事業として建てられないのであれば、戸数はこの行政報告でも書いておりますけれども、戸数は別としても新たな公営住宅、この公営住宅の必要性はまだ不足じゃないかというご指摘も受けておりますので、公営住宅を建設することでこの問題といたしますか、課題について解決ができないかということで、これは検討を今しておるところでございますし、地元地区委員会の皆様にもその方向性、考え方についてお示しをしたところでございます。

やはりそういったことで、その方向性がいけるということであるのならば、やはり6年度中にはその計画をきちっと形にして、私は残り2年の任期しかございませんので、その任期中にこの解決を図りたいというふうに思います。議会のほうでも今、特別委員会を設置していただいて、いろいろと協議をしていただいておりますので、議会の意見もいただきまして、更新住宅事業の早期解決に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君）うーん、まあ分かったようで分からんような答弁でありました。

ただ、自分の多少の認識がずれておったとか、違っておったということについては、答弁でお聞きをしたわけでありますけれども、これ公営住宅、公営住宅と町長おっしゃるけれども、この更新住宅というのも一つの公営住宅なんです。特別なものではない。更新住宅イコール公営住宅。そうでなかったら、更新住宅を空いたら公営住宅としてチェンジすることはできないわけでしょう。だから更新住宅も公営住宅も一緒であって、違いは何かというたら、社会資本整備の交付金を利用するときの補助率の違いだけじゃないですか。

だからそんなに公営住宅でやりますで、やりますでというて言わなくても、今まで足らん分については今までの経過の中で、例えば本町の財政事情としてはこれぐらいしか建てられませんと、これについては更新住宅の適用は受けられないけれども、公営住宅として同じものを建ててやりますということじゃないと、公営住宅としてあそこにまた違ったものを建ててきて、格差をまたつくるというのはおかしいでしょう、やっぱりそうなったら。だから公営住宅イコール更新住宅というものの考え方で、もし建てるのであればしないといけない。

すなわち今、何軒かは既に更新住宅という名前であったけれども、公営住宅になっているところが何か所かあります。ですからあんまり公営住宅、公営住宅というて、それにこだわらなくても更新住宅としての、今、言ったように仕様も何も全く一緒のものを建ててしまえば格差は生まれなし、同じような団地としての形成ができてくるんじゃないかというふうに思うんです。まだどこへどう建てるか、何軒建てるかということは町の財政事情、地元との考え方、10軒と言いましたけ、地元は10軒、10軒といますけれども、10軒と言っているんじゃないくて、50戸を建てると言うていたけれども、どうして40戸になったのということを地元は言っているわけですよ。それは特別委員会ですつとやっても、分からんじゃなかったですか。今でも特別委員会をつくって調査中なんですけれどもね、いろいろ参考人の人に来ていただいたりして今までの過程をやれば、どうしてこうなったかというのが分かるわけですよ。

だから一番の問題点は、あの令和3年5月7日に提出した40戸という計画書が問題だったわけですよ。本当いうたらね。それが結局こういうことを引き起こしたということですよ。今、町長は自分の任期の間に解決せないかんということ、当然のことです。それは。当然です。もう2年もほったらかしにしておいて遅いぐらいです。だからいつ計画をして、いつ、だから令和6年に補助金やいろいろな交付金やらの手続をして、設計もして、場所も決めて7年度の完成を目指すと、だったらはっきりとそれを明言すべきではないかというふうに思いますが、答弁を求めます。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

私も基本計画に関わった者として、その町並みを考えた住宅を配置し、整備していくということを念頭に置いておりましたので、そういう意味では、もしこれでいけるとい事業に

なれば制度が違いますので、そういう意味での公営住宅と更新住宅事業ということで、交付金の補助率とか違いますので、そういうふうに使分けしておりますけれども、今、建てておる住宅と違わないような配置とかイメージとか、まちをつくるということがコンセプトにあったというふうに私は自覚しておりますので、そういうことで取り組みたいというふうに思います。

覚悟と責任という話を一番最初にしていただきましたけれども、この考え方については庁議でも示し、こういう形で解決していきたいという話はしております。そういう中で地域の地区委員会の皆さんにも、その考え方はお示しをさせていただいておりますけれども、後は議会でも今この課題、大きく取り扱っておられますので、議会のご意見なんか伺いながらこの解決に、もうこれ残り2年、残りといえますか後半2年というふうに言わせていただきたいですけれども、やはり6年度にはきちっとした形を示し、7年度には完成するという形で、私の任期のうちにそういう形で進めていきたいというふうに私は考えております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君）当然その町並みとか、いろいろなことについても考慮をいただく必要があると思うんですが、これ町並みが狂ってきたのは、やはり当初からの計画が違ってきて、当然建てるべきところじゃないところに家を建てたりいろいろして、圧縮をしてああいいう形になったもので、当初の考え方からすれば大分違っている。公園の配置にしても何にしても全部違っている。こういうことなんです。だからもう一度そこを見返していただいて、どこへどう建てるかということをお早くしていただかないといかん。

それで、今、町長が令和6年で一応計画をし、7年で完成をするということを明言されました。これはまあできるだけ早いほうがいいわけで、それは一つの目標として前倒しできれば前倒しをすると。先ほどから交付金等制度の違い、制度の違いと言うけれども、さっき説明したとおりなんです。制度の違いは補助率の違いだけであって、対応する社会資本整備交付金というのは一緒なんですからそれはもうやむを得んで、これは最初からその計画で50戸の中の数字でやっておけば3分の2でできたものを、それができざったために2分の1の補助率でやらないかんということについては、今までのずーっとの事務の流れの中でやむを得ない、どうしてもそうなるというものは誰の責任だったかということは、もう私が言わなくてもお分かりのとおりだと思います。

この件については、もう町長が今やると年度までお示しをいただいた。それで後は地元、それから議会に対してこういう形で何戸して、こういう対応をするということを明確に、早くお示しをいただくということで、この質問についてはおきたいと思いますが、それでするしくをお願いします。

次に、これも前からの懸案になっておる私債権の管理の問題です。私債権の今、未収になっているのが全部でいろいろ就学資金、それから新築住宅資金、それから、四季菜館のれいほく振興株式会社のほうも含めて1億2,300万がありますね。この間の決算で見ると。これは就学資金については180万程度でありますけれども、新築資金が1億700万

程度あります。実際にこれ回収可能な債権なのかということを見た場合に、どうも前から特別委員会をつくったりして調査をしておりますけれども、そうじゃないんじゃないかと。実際は、裁判所から支払いをもうする必要がないと言われた自己破産の人たち、それから生活が変わって生活保護に変わったりとか、それから死亡、亡くなってもうどうしようも取りようがない。それから、もう一つ大きな問題は時効にかかっていると。時効の援用があって、それをもう認められたものとかそういうのが残っているんじゃないかと。

いつまでもこれをこういう形で未収金、不良債権的な形で残してはいけない。整理できるものは整理をする。取るものは、取るものと払うてもらえるものは払ってもらおうという、はっきりしたやっぱり形を取らんと、私債権管理条例を何のためにつくったか分からん。町長、この整理をする必要があるんじゃないですか。もうこれは何年も前から言っているわけです。整理できるものを整理していなかったら、これ事務の怠慢になってしまうということになりますので整理をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）10番、岩本議員のご質問にお答えをいたします。

私債権の整理につきましては、本年度、令和4年度末に私債権管理条例によりまして債権の整理をしたところでございます。本年3月の議員全員協議会で報告をして、3月31日に不納欠損処理をしました。詳細につきましては議員からもありましたとおり、決算資料の2、3、4ページに詳細は掲載しておりますので、ご確認いただきたいと思っております。

今後の対応でありますけれども、議員ご指摘のとおり時効の援用等による不納欠損につきましては、補助金の対象になる見込みがないものなど、必要に応じて現在調査をしておりますので、調査を進めて回収が不能なものにつきましては、また今年度末に必要な委員会を開きまして、議員の皆様にも報告した上で処理をしていきたいと考えております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君）ということは実施すると、こういうふうに判断していいと思っております。回収不能助成金というのがあるんですね。回収できなかった場合には、その何ぼかを国から補助金として出るといふのがある。そういうことも利用して全てがマイナスだけにならずに、そういう制度的なものを利用して、少しでも財源になるような仕組みも考えなくてはいけないというふうに思います。

ほったらかしにしておくと決算上ずーっと残っていくんですね。これ。もう大変なことになりますよね。残って処理できなかつたら。だから今、私債権管理条例ができてちゃんと整理できるようになった段階で、早くやるべきだというふうに思います。詳しいことについては、また別の形でこれについてはお尋ねをすることにしたいと思いますが、そういうことで私債権の整理とか法的処理については、ぜひともこれについては実行していただきたいというふうに思います。

次に移ります。

次は、森と水基金による事業の本町への効果、大川村、大豊町の組織の加入についてということで、これは前にも一般質問でお伺いしましたし、それから、この前議員協議会でも町長から話がありました。町長はやがて大川村も大豊町も入るだろうと、だろう、まだ入るまで、入るかもしれない。かもしれないですよ。これではこの組織についてはやっぱり疑問を持たざるを得ない。森と水というのは水源地域の問題だというふうに私は申し上げた。水源地域というのは大川村も大豊も含めてやらないかんから、土佐町と高松市だけ、また、それに本山も加わって、三つの組織だけでやるべきはないということの前から言ってきた。

ところが町長は何とかこれで、三つでやらせていただいて後から大川も大豊も入るようなことをしたいと、こういうことでしたけれども、趣旨には賛同するがという答えはいただいている。趣旨に賛同するというたって、加入するという確証には全くなならない。ところが加入しなかったら三つの組織でそれを行わないかんなる。そして、事務所も何も全部土佐町へ持って行く。本山のメリットは一体どこにあるんですか。これ。考えてみりゃあ。森林環境譲与税の何ぼかを積み立てて、そして、土佐町のつくった事務所へ持って行ってそれを森林の整備をやる。それよりは本町の森林組合へ金を預けて、それで整備してもらったほうがずっと本山町のメリットになるように私は思います。

そこで町長、もしこれ町長が言うように趣旨に賛同したから加入してくれるだろうという想定ですけれども、加入しなかった場合に本町としては、私は加わるべきではないという意見を持っていますが、町長はどうお考えですか。

○副議長（澤田康雄君） 澤田町長。

○町長（澤田和廣君） この中間支援組織については、取り組もうとしている内容については、もう十分ご理解をいただいておりますので、それについて繰り返さない、繰り返しはしませんけれども、やはり利水地域と水源地域が共同して、今後いろんな事業を展開していくという意味では、こういった中間支援組織はうちのコンパクトフォレスト構想、いわゆる森林林業ビジョンの中にその必要性もうたわれておまして、この林業整備については非常に長い目で見にやいかん部分もあるとは思いますが、この事業については、私は有意義なものだということで取組を進めていきたいというふうに考えております。

大川と大豊町には、これはもう地方自治体間の問題でございますので、どうこう言えない部分もございまして、先ほど質問にもありましたが、趣旨、考え方には賛同していただいております、一緒にやっていくということは今後も働きかけたいと。加入、いつ加入するのかとか、加入の意思はあるのかということについては確認が、当然そこまでは踏み込むべきではないということもありますけれども、この事業、今後の本町の森林整備についても、非常に重要な役割を果たしてもらえらる組織というふうに認識をしておりますので、この事業については取組を進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君） まあ私、しつこいようですけれども、本当にもう水源という問題、

この早明浦ダムができた一つの歴史的なことを考えた場合に、本山町と土佐町と高松だけでこういう組織をつくって、森林を守るんだというようなものではないかでしょう、やっぱり。大川も大豊も一緒に加わって、嶺北という一つがこのダムでいろいろな問題もあったし、あるけれども、恩恵もあるかもしれない。しかし、これを守っていくことによって下流の水が確保されている。そのために上流域の4町が森林を確保すると、こういう趣旨でしょう。森と水の基金というのは。

そのためにするんだったら大川も大豊も一緒に賛同じゃない、もう加わりましょうというふうなのが本当であって、なぜ二の足を踏んでいるかということ、まあこれは私の想像の域を出ませんけれども、多分名前だけをつかわれて、メリットは少ないんじゃないかというふうに思われている節が大分あるんじゃないかなと。金を出す割にはメリットがないと。この前も言うたように、大豊辺りは1億5,000万ぐらいの森林環境税は来年入ってくる。それをわざわざ一部であっても、持っていても、自分くでやったほうがずっとメリットがあるよというふうに思っているかもしれない。かもしれないですよ。そうじゃないかもしれんけど。

しかし、本町としては金を出すだけのメリットがあると町長は踏んでいる。本当にあるかといって思いますけれども、あると言う。信じましょう。それ信じましょう。なかったら、そのときに私は町長、こう言ったけれども、どこにメリットがありましたかというふうにお聞きしますよ。そのときにはなかったですねというて言えばええ。それじゃ、しかし済まんでしょ。行政のトップとしてはね。

やはり状況をよく見て、この組織が果たして本町にどれだけの影響を与え、メリットがあるかということも、もう一度考えていただいて、土佐町のSDGsの一つの動きの中にうちが入り込んで、向こうはあれ指定を受けているからね。指定を受けているんだから、総務省の関係もあったりして、どうしてもそういうことをやらないかんからやりゆうんであって、仲間を1人でも、1町でも2町でも増やしたいわけだから、本山も入ってくることは、それはよかったですよ。本来は2町で、高松と土佐町だけでやるんだったという話は聞いていますよ。そのとき一番最初にうちが声をかけられたわけじゃないんでしょう。ということは、うちは一体何のために声をかけられたかというのは、推して知るべしと私は思います。

まあこれ以上、言いません。これはもうトップとして判断することだというふうに思いますので、老婆心ながらその件については、そのように述べておきたいというふうに思います。

○副議長（澤田康雄君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

逃げ口上ではございませんけれども、森林整備については少し長いスパンで、森林ビジョンも50年の計画でございますけれども、来年、再来年すぐに効果が出るかということについては、なかなか厳しいものもあるということは、逃げ口上ではないですけれども、やや話をしておきたいと思えます。

一方で、この事業を進める上でデジタル田園交付金、いわゆる地方創生交付金も今、手を

挙げております。今まで町で行っていた事業、これをこのデジ田の地方創生交付金ですね、これを獲得して森林で今やろうとしていること、それから今やっていることも取り組めますので、そういったことにも生かしていきたいと思います。

特にJ-クレジットのいわゆる森林価値をクレジット化して、利水地域の企業や自治体で購入してもらおうということで、山の持ち主に戻していくということなんかも、具体的にこの組織で検討していきたいというふうに考えておりますので、あと2年しかないのそのとき、2年後に形になっていないぞと言われてたら、もう頭を下げざるを得ないんですけども、もう少し長いスパンでも森林整備については見やいかんという点もあるということ、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生くん。

○10番（岩本誠生君）何とか私の存命中に成果が上がりますように期待をいたしたいと思います。

それでは、次に、早明浦ダムの左岸の展望台、これについてはもう同僚議員が何回も質問をしておりました。答弁によると周囲の支障木を切って、ダムの工事現場が見やすくなるようにするとかいうふうに言っていましたけれども、それだけでは私は十分でない、あそこの展望台の施設そのものをもう少しよくしてもらいたい。それから下から上がってくる道の整備、それから上に上がっていく道路なんかも整備をする。そういうこともしていけないといけない。これ水資源に申入れをするということでしたが、申し入れてこういうことになったのかということをもまず一つ。

それと、これには載っていないけれども、第1プールのことも言ってあったと思うんですが、これ、もし副町長が1回、水資源のほうと約束事項もあるけど、検討してみますという言いよりましたけど、分かっているようやったら、ちょびつと間で答弁していただいたらいいと思います。これ先ほど担当課のほうからいろいろやりゆうということですけども、これ、いろいろじゃいかんのですよ。土佐町は今度の早明浦再生事業の経済効果が何億いうていったと思いますか。10億を超えと言ってますよ。10億。

本山町は一体どれぐらいの経済効果があるのかということ、まだはじき出していないでしょうけれども、方や10億の経済効果があるということを議会で答弁している。本山もこればありますよと言えるぐらいに、やっぱり経済効果を求めていかないかんとは思います。まずどのような形で進んでいくのか、規模的にどうするのか。ただ単に展望台だけでなしに、全体のやっぱり今、観光面からいうて底入れをしていかないかん、改善をしていかないかん。周辺を。そういうふうに思います。答弁を求めます。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋清人君）岩本議員のダム左岸の展望台等の整備の質問にお答えいたします。

現在の状況は、展望台の本当に北の端にいて少しダム湖が見える状態です。それ以外のところは流木が茂って見えない状況になっておりました。そのため町長と共に水資源に行っ

て、何とか前の木を切ってもらいたい、そうしないと全然ダム of 工事が見えないという話を
して、本年度に前の眺望が開けるように木を切ってもらうことが決まったわけでありませ
す。

次に、整備の状況でありますけれども、国土交通省の早明浦ダム周辺地区かわまちづくり
事業での整備をしていただくように検討しております。本年9月に国土交通省吉野川ダム
統合管理事務所長と共に現地確認をいたしました。現地では、展望台の上まで車が上がる
ようにこちらがしてもらいたいことや、キャンプサイトとしての活用ができるように整備
ができないかという要望をしておるところであります。なかなか道路については、その事業
で上まで上がるようにはできるんじゃないかという話もいただいておりますし、キャン
プサイトについては、なかなか今の段階では難しいという言葉もいただいておりますけれ
ども、何とか国の事業でやってもらえるように、まだまだこれからも要望していきたいとい
うふうに考えております。

かわまちづくり事業のスケジュールといたしましては、来年9月頃次期計画の審査があ
るというふうに聞いております。

それと、もう一つのプールの関係ですけれども、契約書を見てもと今後、後々の経緯
については、水資源のほうはもう一切お金を出さないという契約書になっております。書き
回しのほうはちょっと今現在はっきり覚えていませんけれども、そういう内容の契約にな
っております。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君）ということは本町が直さないかんということになりますね。じゃ、
直してくださいね。それやったら。今、傷んで大変なことになって来年、使えるかどうか分
からんというようなことらしいですので、書いてあるけれども、書いてあるのは分かる。と
ころがこういう再生事業をやるんで、前、ダムを全然そのまま建設当時から変わっていない
状態ならいいけれども、今度は上で工事をやるというんだからそれに引っかけて、あのとき
はこう言うたけれども、これを何とかしてくれないかんじゃないかというのが交渉ですよ。
交渉。行く前から交渉に負けてちゃいかんですよ、やっぱり。交渉することを恐れてはいか
んというてケネディが言うておりますけれども、まだ行って堂々と展開せにゃあ。ぜひやっ
てください。

それと、次、ダムの問題はまたこれからやりますけれども、嶺北消防の庁舎の問題、これ
土佐町で一度議員から出ておったんですが、これ広域の議会においても管理者もご案内の
とおり冒頭、私からも嶺北消防の老朽化に伴う改築については、ぼつぼつ検討すべきじゃな
いかということを提案申し上げてありましたけれども、まさに職場環境とかいろいろ考え
た場合、非常に悪いんですよ。50年前のちょうど私が現役の頃からいうて、あんまり変わ
っていないんです。中の仮眠室だとか何とかいうところも、それから事務所なんかも。だか
らある町村によっては、あれ耐震しちゃうじゃないかと言うけれども、耐震だけであって倒
れないようにやっているだけで、中の改造はほとんどできていない。だからもう県下の消防
本部の中ではうちだけなんです。嶺北だけです。建て替えていないの。

だからぜひともこれに着手をせないかんということを申し上げておきたいんですが、これは嶺北広域にあること、本町として例えば用地の問題、用地としては今ある消防署の横の住宅がのいたら、あそこが広いから、あそこに使ったらいいやとかいうような話もあるかも分らんけれども、それはまた別として、用地の問題も含めて本町としては考えておかないかんことだというふうに思いますが、まず嶺北消防本部の庁舎の建て替えについて本町としての考え方を、土佐町は述べていますので、土佐町はこうすると述べていますから、本町としての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

高橋副町長。

○副町長（高橋清人君）嶺北消防署の庁舎の建て替えについての質問にお答えいたします。

嶺北消防署の庁舎は1974年建築で築49年が経過をしております。耐震工事は8年前に実施をしておると聞いております。消防署のほうに確認をしてみますと仮眠室が現在の基準ではない。それから、車庫も狭くて車同士の距離が計画どおりとか、基準どおり取れていないとかいう問題があります。特に現在の女性職員の採用も当然応募があるわけですが、なかなか女性職員を採用できるような状況になっていないといえますか、採用したときはそれに合わせて、やはり施設を改築しなければならないような状況になっております。

また、自家給油施設や救助の訓練棟なんかも、なかなか施設的に今の面積では確保することができないというような状況になっております。やはり本山町といたしましても、建て替えについて関係町村と協議をしていく、していかなければならないんではというふうに考えております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君）ぜひともそのような形で、今から計画しても3年ないし5年はかかるんですね。いろいろ言つとると。その間、壊れてしまうたということになったら大変です。1回、もう早速来年度あたりから広域のほうにも話をして、新しくできている消防庁舎の現状を見て、ああ、これはどうもならんよと多分思われると思うんで、そういうところも見たりしながら、早速その対応を始めていただきたいというふうに広域のほうにはお伝えいただきたい。うちのほうにも広域の議員もおりますので、そういうことも含めて対応しますけれども、うちは管理者とそれから幹事長がおりますので、広域の動きも十分分かっていると思いますので、ぜひとも対応をお願いしたいと思います。

あと5分しかありませんので、この件については以上とさせていただきます。

次、最後の防災関係について、5分ですね。

（「15分」の声あり）15分ある。それはまあ、ありがたいことですが、それほどは要りません。

4番、防災関係についてということについてお尋ねをいたします。

本町も長年、言い続けてきた防災士の会が発足をいたしました。これ中山間における防災

士の会というのは高知県でも珍しいし、全国的にも防災士だけで会をつくって防災活動をやっている、地域防災をやっているところが珍しい。私も全国の組織に属しておりましたので、いろいろな動きが分かりますけれども、非常に珍しい組織であるということで、今後の活動に注目をしておるところでありますけれども、本町としても県の補助金等も組織することによってあるということで、せんだって発足をいたしました。

これは、あと、今、申し上げたように、いろいろな面で活動を開始するというようなことになると思うんですけれども、現在の本山町には県下に先駆けてつくった本山町防災基本条例というのがあります。これを若干改正して自主防災組織、それから防災士会というような組織も、その条例の中に組み込んでいくという必要があるかと思うので、3月には、これはもし総務が出していただければいいですし、もし出していただければ議員提案で条例の改正案も出さなければいけないなと思っていますけれども、とにかく発足をしてこれから活動できるということでもあります。

そこで本山町にあっては、吉野川河川整備計画の中で当然河川整備をやってきたわけですが、県と協力して防災センターを設立したらどうかというのが計画の中にあります。これ吉野川から大豊を含めて池田までの間で防災センターというものを造る。一番いいのは本山ではないかというふうに最初から言っとったわけで、どこへ造るかというのはまだ決まっていないんですけれども、これ県と共同して造ることになるかと思いますが、この件について、本町として防災センターを受け入れてやるつもりがあるかどうかについて、まずお聞きしておきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

高橋副町長。

○副町長（高橋清人君）10番、岩本誠生議員の河川防災ステーションの設置についての質問にお答えをいたします。

国管理区間であります吉野川水系河川整備計画につきましては、徳島県のほうに国土交通省の事業である河川防災ステーションの計画がありました。河川防災ステーションにつきましては、河川管理者が設置をするということになっておりますので、設置基準等を町のほうでも確認しながら、県のほうへ要望していきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君）制度としてはそのとおりだと思います。

下流の防災センターもちょっと私、見に行ったことがあるんですけれども、非常に立派なものができておまして、住民の安全・安心を守るためには、このセンターというのは大きな役割を果たしているんだというふうに思っておりますので、河川管理は今、県でやりますので、県と相談をしながら防災センターの設立にはご努力をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

最後に、本町の防災会議についてですが、防災会議が開かれていないことを再三指摘して

いたんですけれども、妙に開いたという話は聞きませんが、新しく見直しもしなきゃいかんというふうな話も聞いておりましたけれども、そこらあたりの経緯、それからまた、もうそんなやらんかったことについてどうのこうの言うことない、これから先いつ頃また考えてこうしたいということがあったら、お聞かせをいただきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡学君）10番、岩本議員のご質問にお答えいたします。

本年度、本山町地域防災計画の修正を行っておりまして、現在修正素案を役場内の各部署で確認して、取りまとめ作業をしておるところでございます。整理ができましたら防災会議を開いてご意見を賜りたいと考えております。

以上です。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生さん。

○10番（岩本誠生君）ありがとうございます。ぜひともそのようにお願いします。

以上で通告をいたしておりました項目を全て終わりました。今日は町長に非常に厳しいことを申し上げましたけれども、町長に対して申し上げたことは、町長を応援しておるといふふうにご理解をいただきたいと。このまま放置することは町長のやはり今後の政治生命、政治生命とは言われんけれども、政治生活、町長のあれについて大きく影響することであつて、この決断はやっぱり大きい、自分の任期中には片づけるというこの決断力が非常に重要な、だから私は町長の決断力と実行力に期待をしています。だから今日は励ましのつもりで質問をさせていただきましたが、よろしく願いを申し上げまして、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（澤田康雄君）これをもって10番、岩本誠生さんの一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

議長交代のため暫時休憩します。

休憩 16:01

再開 16:02

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもって通告を受けておりました一般質問を全て終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

~~~~~

## 日程第2．議案第63号 本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）続いて、日程第2、議案第63号 本山町国民健康保険税条例の一部

を改正する条例を議題とします。

補足説明を許します。

それでは補足説明をお願いします。

大石住民生活課長。

資料配付のため暫時休憩します。

休憩 16:03

再開 16:04

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

資料配付終わりました。

補足説明を許します。

大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）以上で補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第63号 本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第63号 本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第63号 本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第3. 議案第64号 アウトドアヴィレッジもとやまの設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）続いて、日程第3、議案第64号 アウトドアヴィレッジもとやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

中西政策企画課長。

資料配付のため暫時休憩します。

休憩 16:10

再開 16:11

○議長（岩本誠生君）資料の配付が終わりました。

ここで補足説明を求めます。

中西政策企画課長。

○政策企画課長（中西一洋君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）暫時休憩します。

休憩 16:22

再開 16:37

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど審議をされております議案第64号につきましてですが、条例の条文中訂正が出ておりますので、附則のところ、この条例は令和6年4月1日から施行するというふうなことで訂正をしたい旨、申出がありました。これを認めてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）異議ありませんか。異議なしと認めます。

では、訂正を認めます。

認めた上で再度説明は必要ありませんか。いいですね。

では、ないようでありますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。質疑がある。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）非常によい施設ということもありますので、コロナも大体収まってきておりますので積極的な情報発信につなげて、料金も上げて来客もお客さん満足度も上げてもらって、やっぱり来た人もよかった、働きゆう人もよかった、町もよかったという三方、四方、丸くいくような感じにやっぱり情報発信、営業と町の魅力を伝えていっぱい来てもらうて、みんなが丸く笑顔で収まるというようなふうにやってもらいたいと思います。

○議長（岩本誠生君）質疑じゃなくて希望ですね。丸く収めるということですね。

○8番（大石教政君）いやいや、まあそういうふうに取り組むかどうか、取組をお伺いします。

○議長（岩本誠生君）それは、本来は質疑ではありません。取りあえずほんなら今の質疑について答弁を求めます。

中西政策企画課長。

○政策企画課長（中西一洋君）激励と声をお聞きしました。先ほど僕、委員長であります大

石議員や皆様にご迷惑をかけたところでございます。積極的な情報発信に取り組んでいきたいと考えております。失礼しました。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）ほかにありませんか。

質疑ないようですので質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

なしと認めます。

議案第64号 アウトドアヴィレッジもとやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第64号 アウトドアヴィレッジもとやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第64号 アウトドアヴィレッジもとやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（岩本誠生君）以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 4時41分 散会